本別町第７次総合計画

後期基本計画

令和８年度～令和１２年度

（案）

心を合わせて みんなの笑顔を 未来につなぐ

北海道本別町

目 次

1. はじめに ・・・

はじめに

本別町の未来を展望し、持続可能な地域社会を築き上げるための羅針盤となる「本別町総合計画 後期基本計画」を、ここに策定します。いま、私たちは時代の大きな転換期に立っています。

これまで本町では、町の総合的な将来像を描く「総合計画」と、人口減少という喫緊の課題に対応するための「地方版総合戦略」をそれぞれ独立して策定してまいりました。しかし、この二つの計画が目指す「まちの持続的な発展」という根本的な目的は共通しています。施策間の連携を一層強化し、効率的な施策展開を図るため、両計画を一体として進めることが最善であるとの結論に至りました。

このたび、国が示した「地方創生 2.0 基本構想」の理念、すなわち「若者や女性をはじめ、多様な人々が楽しく、自分らしく暮らせる地方をつくる」という考え方を深く受け止め、地方版総合戦略をこの後期基本計画に包含し、一体的に策定することといたしました。

これにより、各施策の連携を強化し、相乗効果を生み出すまちづくりを目指してまいります。

なお、本計画は、令和3年3月に策定した「本別町人口ビジョン」を引き続き使用し、その実現に向けた具体的な施策を展開します。

その上で、国など外部からの支援に依存するのではなく、地域に眠る潜在的な資源や取り組みをもとに地域発展の可能性を引き出し、町に暮らす一人ひとりが「知恵を出し合い、自ら考え、行動を起こす」という、地域主導のまちづくりを推進するという私たちの強い決意を示すものです。町民、事業者、行政が一体となり、活力あふれる本別町の未来を築いていくための新たなスタートラインとして、この羅針盤を町民の皆様と共有いたします。

本別町の現状と後期基本計画策定の重要性

この計画は、本別町が現在直面している構造的な課題、特に急激な人口減少とそれに伴う将来的な財政基盤の脆弱化に対応し、本町の持続的な発展のための方向性を示すため策定するものであり、その実効性を最大化するための戦略的指針を示します。

第7次総合計画の前期基本計画（令和3年度から令和7年度）が計画年限を迎えたことから、本町は令和8年度から5年間を対象とする後期基本計画を策定しました。これは、過去の施策の成果と課題を総括し、町の将来像「心を合わせて みんなの笑顔を 未来につなぐ」を実現するための次なる5年間の羅針盤を定めるものです。

本町は、北海道内の多くの地方自治体と同様、人口減少という避けられない潮流の中で、社会減と少子高齢化の進行に直面しています。こうした状況は、町税収入の減少と社会保障費（扶助費）の増加を招き、行政運営をより一層厳しいものにすることが予測されます。

この構造的な課題に対し、従来型の行政運営を続けることは持続可能性を損ないかねません。そのため、後期基本計画を策定するにあたり、単なる既存事業の継続や見直しにとどまらず、本別町全体の行政運営のあり方を見直す契機と位置づけました。

本計画は、この変革を実現し、施策の実効性を高めるための具体的な方策を定めるものです。

用語の説明

包含（ほうがん）

ある物事が、別の物事の中にすっぽりと含まれていること。ここでは、「地方版総合戦略」が「後期基本計画」の中に取り込まれていることを示します。

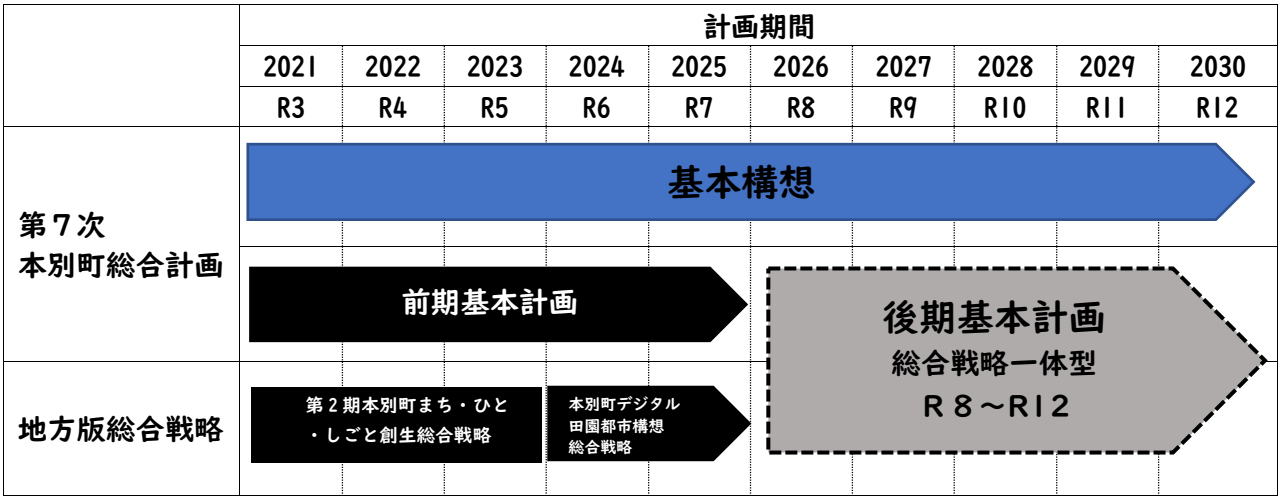

実効性を高める「KPI」と「PDCA サイクル」の活用

1. KPI（重要業績評価指標）の役割

KPI（Key Performance Indicator＝重要業績評価指標）とは、組織やプロジェクトの目標達成度を測るための具体的な指標（数値目標）です。

本計画においても各施策において KPI を設定し、これを単なる目標達成の義務としてだけではなく、計画を柔軟に見直し、改善していくための「マネジメントツール（道具）」として活用することが、実効性確保の鍵となります。

2. PDCA サイクルによる継続的な改善

総合計画の策定・運用においては、PDCA サイクル（施策の計画・実行・評価・改善の循環）を確立し、継続的な改善を行う方針です。このサイクルにおいて、KPI は「計画」と「評価」を客観的につなぐ橋渡し役を果たします。計画段階で各施策に明確な KPI を紐づけることで、進捗を定量的に把握し、評価結果を次の事業計画や予算編成に確実に反映させることが可能となります。

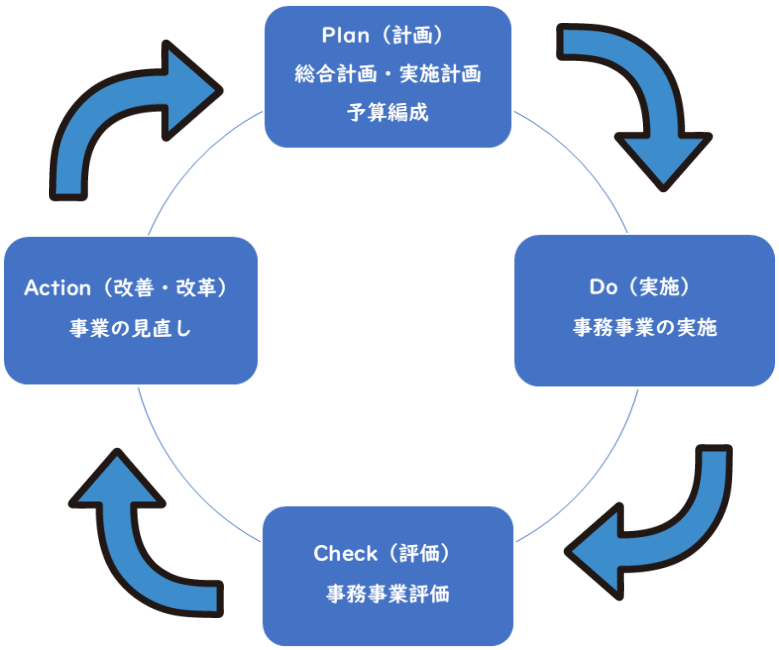

Ⅰ 安定した産業から、
わくわく笑顔をつくり出すまち

施策 1 農林業の振興

目指すまちの姿

地域経済を支える基幹産業として、町の活気を創出しています。

現状と課題

燃料等の資材費価格高騰が、農林業に大きな影響を及ぼしています。また、担い手不足や労働力不足対策が重要になっています。

持続可能で生産性の高い農業・農村づくりと、森林整備の推進により、「農林業に有する多面的機能」が発揮されるための取り組みが重要となります。

重点的な取り組み

(1) 農地の基盤整備や土壌分析のほか、スマート農業などの最新技術の導入を促進し、農畜産物の生産性向上やコストの低減、作業の省力化を図り、農業経営の安定と強化を進めます。
(2) 農地の集積・集約化を推進するため、地籍調査を進めます。
(3) 農作物への被害を抑制するため、有害鳥獣対策を強化します。
(4) 環境に配慮した農業を推進し、持続可能な農畜産物の生産体制の構築に努めます。
(5) 農村が持つ多面的機能を活用した魅力ある地域づくりに努めます。
(6) 農業者の労働力不足と経営継続の課題に対応するため、新規就農者の育成や既存農業者への持続的な経営支援により、農業の担い手を確保します。
(7) 森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の保全・管理を進めるとともに、豊富な森林資源を活用した誘客促進や地域産業の振興を図ります。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
作付面積	10,000ha 令和 6 年度	10,000ha	10,000ha	10,000ha	10,000ha	10,000ha
地籍調査進捗率	280.77km² 令和 6 年度	4.08%	4.08%	5.23%	5.23%	5.23%
森林経営計画対象森林面積（人工林）	3,775ha 令和 6 年度	3,775ha	3,775ha	3,775ha	3,775ha	3,775ha
民有林植林面積	115 ha 令和 6 年度	115 ha	115 ha	115 ha	115 ha	115 ha

施策に関連する個別計画名

本別町森林整備計画
本別町鳥獣被害防止計画
地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）
水田収益強化ビジョン
本別町地域材利用推進方針
本別町酪農・肉用牛生産近代化計画
本別町地籍調査事業計画

施策に関連するSDGs達成目標

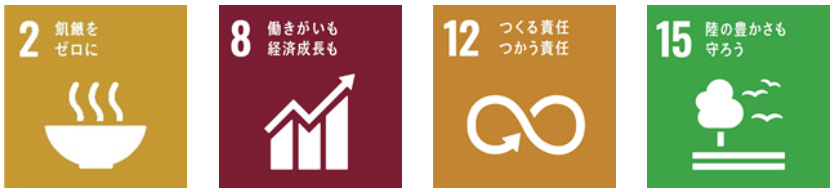

Photo

用語の説明……

農林業に有する多面的機能

農業や林業が、食料や木材の生産という本来の役割だけでなく、それ以外の多様な公益的な役割を果たしていることを指します。「洪水や土砂崩れの防止」、「地下水のかん養（貯蔵）」、「景観の形成」、「生物多様性の保全」、「水源かん養」、「土砂災害の防止」「地球温暖化の防止」などがあります。

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）といった最新の技術を活用し、農業の省力化、精密化、高品質化を進める新しい農業の形です。

地籍調査

一筆ごとの土地について、その位置、境界、面積、所有者などを正確に調査し、地図や簿冊を作成する国の補助事業です。

環境に配慮した農業

農業生産活動が環境に与える負荷をできるだけ少なくし、自然の恵みを生かしながら持続的に続けていくことを目指す農業のあり方です。農林水産省では、これを「環境保全型農業」と呼んでいます。「化学肥料や農薬の使用を減らす」、「有機農業」、「循環型農業」、「生物多様性の保全」、「バイオマス発電」などの取り組みを指します。

農村が持つ多面的機能

農業生産活動によって得られる食料や農産物以外の、地域の暮らしや環境に与えるさまざまな良い影響のことです。「国土保全機能」、「水源かん養機能」、「生物多様性保全機能」、「景観形成機能」、「伝統文化の継承」「防災機能」などがあります。

森林の多面的機能

森林が、木材生産という本来の機能に加えて、私たち人間の生活や環境に恩恵をもたらすさまざまな公益的機能を果たすことを指します。「水源かん養機能」、「土砂災害防止機能・土壌保全機能」、「地球温暖化防止機能」、「生物多様性保全機能」、「保健・レクリエーション機能」、「快適環境形成機能」などがあります。

施策　２ 商工業の振興

目指すまちの姿

新たな産業の創出と商工業の発展により経済活動が活性化し、まちに活力を与えています。

現状と課題

人口減少や事業主の高齢化、後継者不足等により、商業の事業者数と従業員数は減少しています。本別町商工会等と連携を図り、魅力ある特産品の開発や企業誘致の促進、労働者の雇用の安定を図っていくための施策を推進する必要があります。

重点的な取り組み

(1) 事業者が安定的な経営基盤を確立するため、本別町商工会等と連携した事業を展開します。
(2) 「起業家等支援事業」を展開し、新たな起業家の発掘や新商品の開発に取り組みます。
(3) 高齢化等による後継者不足に対応するため、事業承継対策を推進します。
(4) 観光など一時的に本別町を訪れる交流人口、本別町と何らかの関わりを持つ関係人口対象者等へ、特産品等の情報発信を行うとともに農林業と連携し、魅力ある特産品の開発を進めます。
(5) 交通アクセスの向上を生かした工業用地を確保するとともに、地域産業にマッチした企業誘致を促進します。
(6) 労働者の雇用の確保を図るとともに、雇用の安定と労働者福祉の向上を図ります。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
町内事業所数 ※商工会調べ	340 店 令和 6 年度	328 店	326 店	324 店	322 店	320 店
起業家等支援事業件数	2 件 毎年度	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
特産品販売額 ※キレイマメ製品	8,606 千円 令和 6 年度	8,100 千円	8,262 千円	8,428 千円	8,597 千円	8,768 千円

施策に関連する個別計画名

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画
本別町都市計画マスタープラン

施策に関連するSDGs達成目標

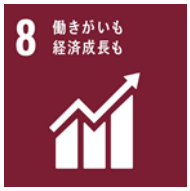

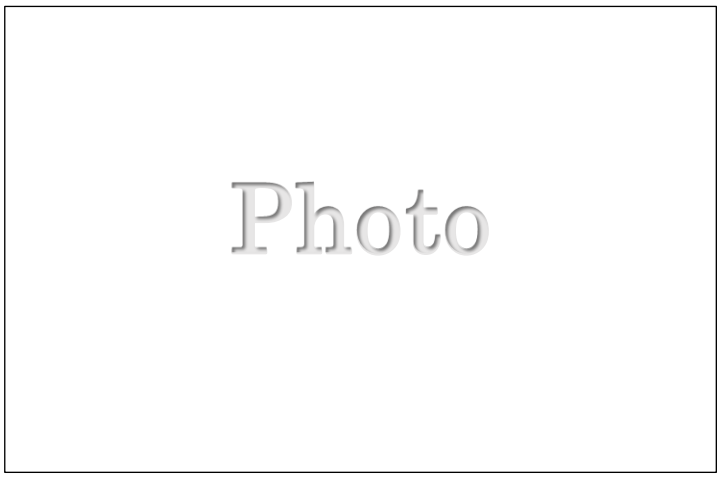

用語の説明

起業家等支援事業

新たに事業を始める人（起業家）をサポートするためのさまざまな取り組みや制度のことです。奨励金による資金支援で、「起業家等支援事業」「新製品等開発支援事業」などを行っています。

事業承継

事業主の高齢化や引退に伴い、その事業を次の世代に引き継ぐことで、単に経営権を引き継ぐだけでなく、事業に必要な資産（設備、土地など）や、従業員、技術、取引先との関係などもまとめて引き継ぐことです。

交流人口

観光、ビジネス、親族訪問といった多様な目的で地域を訪れ、一時的に滞在する人々の総数です。住民登録に基づいた定住人口とは異なり、地域経済の活性化に不可欠な外部からの訪問者すべてを指します。

関係人口

定住ではないものの、その地域の魅力を感じて継続的に訪問したり、地域外から活動を通じて関わったりする人を指します。

企業誘致

町外や海外の企業に、町内に新たな工場や事業所などを設けてもらうよう働きかけることです。

労働者福祉

労働者が安心して健康的に働き続けられるようにするための、さまざまな支援や制度のことです。

施策　３　観光の振興

目指すまちの姿

義経の里本別公園、道の駅などの観光拠点を生かした観光の振興により、町内外から多くの人が訪れるまちとしてにぎわいをみせています。

現状と課題

交流人口の拡大によって、地域に活力をもたらしていく必要があるため、その核となる施設である道の駅、本別公園の魅力向上が課題です。

重点的な取り組み

(1) 義経の里本別公園一帯について、自然環境に恵まれたレクリエーション地区として、環境の保全と適切な活用に努めるとともに魅力ある施設整備を進め、交流人口を増やします。
(2) 道の駅および周辺施設の再整備・充実を図り、誘客数の拡大を図ります。
(3) きらめきタウンフェスティバルを町民誰もが誇れる事業として継続していきます。
(4) 農畜産物を活用した特産品等の開発・販路拡大など経済活性化につなげる取り組みを促進します。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
義経の里本別公園年間利用人数	125,783 人 令和 6 年度	128,300 人	132,300 人	135,100 人	138,100 人	141,000 人
道の駅ステラ★ほんべつ年間利用者数	342,544 人 令和 6 年度	349,000 人	356,000 人	363,000 人	370,000 人	377,000 人
祭りなどのイベントが多く活気があると思う町民の割合（総計アンケート）	71.7% 令和 6 年度	―	72.0%	―	72.0%	―

施策に関連する個別計画名

本別町都市計画マスタープラン
本別町公園施設長寿命化計画
本別町公共施設等総合管理計画

施策に関連するSDGs達成目標

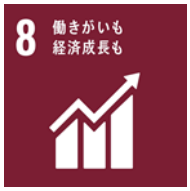

Photo

Ⅱ 人と人のつながりで、
いきいき笑顔で暮らすまち

施策　4　子育て支援の充実

目指すまちの姿

子どもや子育て世帯への切れ目のない支援により、安心して健やかに成長できる社会が実現しています。

現状と課題

こども計画に基づき各種施策を展開しているものの、年々出生数が減少しており、子どもの育つ環境にも影響を及ぼす恐れがあります。また、若い男女の健康課題（低体重など）が将来不妊の原因になる恐れがあることから、妊娠前からのプレコンセプションケアの必要性について周知がすすんでいます。

このような状況の中、多様化する社会的課題の解決に向け、妊娠期から、学童期、思春期、そして青年期に至るまで、幅広い年齢層の子どもとその家庭が直面するさまざまな問題に対応するための、子どもの各ステージに応じた一貫した手厚い支援体制の構築が喫緊の課題となっています。

重点的な取り組み

(1) 地域全体で質の高い幼児教育と保育を提供します。
(2) 乳幼児期から青年期まで、成長段階に合わせた一貫した支援体制を構築します。
(3) 子どもの権利を尊重し、誰もが安心して学べる居場所づくりを進めます。
(4) 妊娠前の若い年代から妊娠・出産・育児期まで、保護者と子どもが必要とする情報や学びの機会を積極的に提供し、健やかに産み育てる環境の充実を図ります。
(5) 豊かな自然や地域資源を生かし、子どもたちが遊びを通して学び、生きる力を育む機会を創出します。
(6) すべての子どもの健やかな成長発達を支えるため、切れ目のない支援体制を構築し、早期からの発達確認の場の充実と関係機関との連携を強化します。
(7) 医療費の助成を通じて、子育て世帯の経済的負担を軽減し、すべての子どもが安心して医療を受けられる環境を整備します。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
地域子育て支援拠点事業利用者数	192 人回／月 令和 6 年度	250 人回／月	250 人回／月	245 人回／月	232 人回／月	232 人回／月
放課後児童クラブ登録児童数	94 人 令和 6 年度	63 人	62 人	64 人	61 人	61 人
妊婦健診健診未受診者率	0% 令和 6 年度	0%	0%	0%	0%	0%
乳幼児健診未受診者数	0 人 令和 6 年度	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

施策に関連する個別計画名

本別町こども計画（母子保健計画）
本別町公共施設等総合管理計画

施策に関連するSDGs達成目標

Photo

用語の説明

切れ目のない支援

子どもの成長段階や家庭の状況の変化に合わせて、途切れることなく継続的に行われる一連のサポートのことです。

こども計画

子どもの健やかな成長と子育てを社会全体で支えるために、国が定めた指針に基づき、各自治体が策定する総合的な計画です。出産、子育て、教育、子どもの貧困、虐待防止など、子どもや子育て家庭が抱える多岐にわたる課題に対応するための具体的な施策や目標が盛り込まれています。

プレコンセプションケア

妊娠前からの健康づくりを意味し、「若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康に向き合うこと」で、次世代を担う子どもの健康につながるとして、近年注目されているヘルスケア。WHOは2012年に「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義しています。

放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間家にいない家庭の小学生を対象に、放課後や学校の長期休暇中などに適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る施設です。いわゆる、学童保育所「学童」のことです。

施策　5 健康づくりの推進

目指すまちの姿

すべての町民が健やかで心豊かに生活できる活力あるまちに向かっています。

現状と課題

死亡、介護、入院の主な原因が心疾患や慢性閉塞性肺疾患ですが、これらは予防可能であるにもかかわらず、健診による早期発見や適切な医療への接続が不足しています。

さらに、高血圧や脂質異常症の未治療者が多いことも、生活習慣病の重症化予防の大きな課題です。

重点的な取り組み

(1) 食育を啓発し、健康寿命を延ばせるような食習慣を推進します。
(2) 積極的に身体を動かし、健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを推進します。
(3) 民間の協力も得て運動できる環境を整備し、楽しく運動習慣を継続できる取り組みを行います。
(4) ライフステージに応じた切れ目のないメンタルヘルス対策と、安心して相談できる環境を整備します。
(5) 生活習慣病予防と特定健診の受診率を高めるため、未受診者対策としての受診勧奨を継続して取り組みます。
(6) 感染症予防対策を推進し、安全な予防接種体制の整備と流行時の情報提供を行います。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
特定健診受診率	46.0% 令和 6 年度	50%	55%	55%	60%	60%
特定保健指導実施率	57.0% 令和 6 年度	55%	55%	60%	60%	60%
メタボリックシンドローム該当者（40 歳～74 歳国民健康保険該当者のうち受診者に占める割合）	26.9% 令和 6 年度	25%以下	25%以下	25%以下	25%以下	25%以下

施策に関連する個別計画名

健康ほんべつ21
本別町こども計画（母子保健計画）
特定健診等実施計画
本別町保健事業実施（データヘルス）計画
本別町新型インフルエンザ等対策行動計画
銀河福祉タウン計画
障がい福祉総合計画

施策に関連するSDGs達成目標

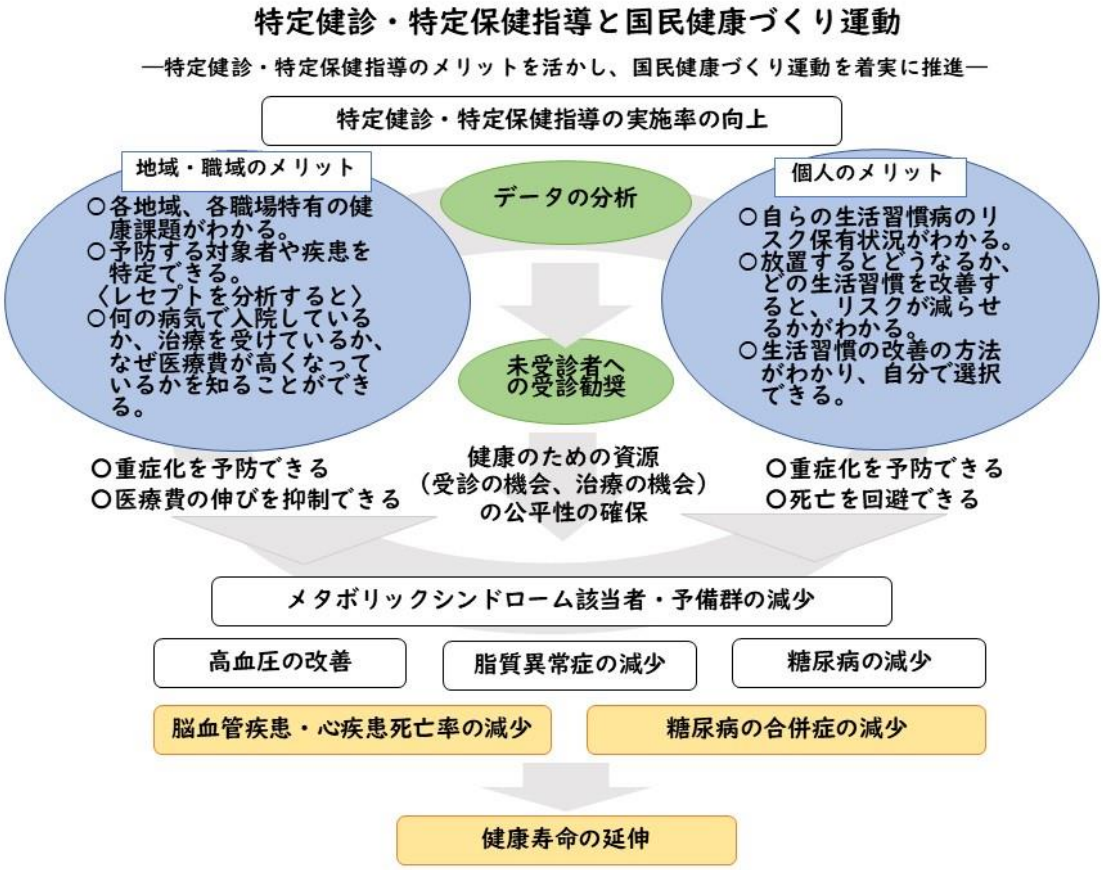

用語の説明……

慢性閉塞性肺疾患

主に喫煙が原因で、空気の通り道である気管支や肺胞が破壊され、呼吸が困難になる進行性の病気のことです。

脂質異常症

血液中の脂質（コレステロールや中性脂肪）の値が基準値から外れた状態のことです。かつては「高脂血症」と呼ばれていました。

食育

生きる上での基本である「食」を通じて、心と体の健康を育み、豊かな人間性を養うことです。

健康寿命

人が心身ともに健康で、制限なく日常生活を送ることができる期間のことです。平均寿命から、介護や病気で不自由になる期間を差し引いた期間と考えることができます。

メンタルヘルス対策

心の健康に関する一次予防のことです。

特定健診（特定健康診査）

生活習慣病の予防と早期発見を目的とした健康診断で、40 歳から 74 歳までの国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満に高血圧、高血糖、脂質異常のうち 2 つ以上が重なった状態）に着目して行う健診のことです。

施策　６ 地域福祉の推進

目指すまちの姿

地域住民一人ひとりが互いに支え合い、連携を深めることで、すべての世代が安心して住み続けられる地域社会が実現しています。多様なニーズに応じた支援体制が整い、地域の絆がより強固になっています。

現状と課題

高齢化の進展や多様化する福祉ニーズに対応するため、専門機関や地域団体との連携が不可欠となっています。一方で、自治会役員や民生委員児童委員の担い手不足が深刻化しており、新たな担い手の育成と継続的な活動支援が急務となっています。

重点的な取り組み

(1) 住民が主体的に参加する支え合い活動や地域課題の解決に向けた協働の推進をさらに強化します。
(2) 包括的な相談支援体制の充実を図り、多様な困りごとに対応し、自立支援を促進します。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
本別の人が優しく協力的であると思う人の割合 （総計アンケート調査）	75.2% 令和 6 年度	—	76.0%	—	77.0%	%
ボランティア活動に参加したことのある人（高齢者）の割合 （日常生活圏域ニーズ調査）	% 令和 7 年度	%	%	%	%	%
在宅福祉ネットワーク組織数	36 組織 令和 6 年度	36 組織	36 組織	36 組織	36 組織	36 組織
地域福祉活動に参加する 40 歳以上 64 歳未満の割合	% 令和 7 年度	%	%	%	%	%

※高齢者福祉・介護保険事業等に関するンケート結果に基づき評価指標設定するため、本案では一部未設定となっています。

施策に関連する個別計画名

地域福祉計画
銀河福祉タウン計画

施策に関連するSDGs達成目標

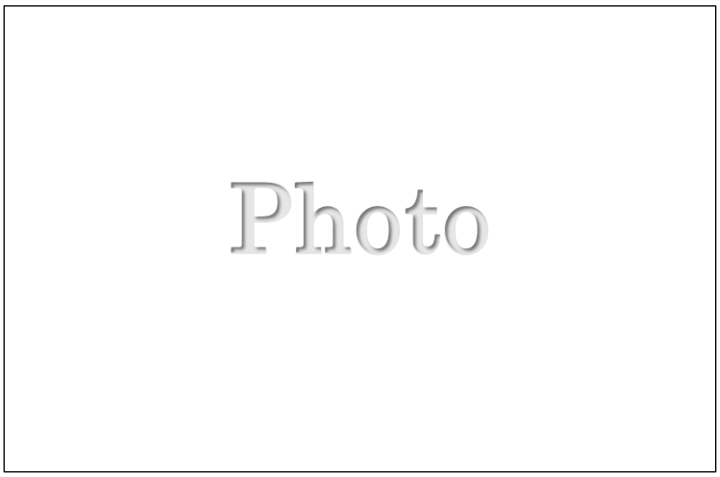

用語の説明……

民生委員児童委員

地域住民の身近な相談相手として、生活や福祉の悩みを聞き、行政や専門機関につなぐ役割を担うボランティアです。厚生労働大臣から委嘱される非常勤の公務員であり、給料は支給されません。

協働

行政と地域住民、NPO、事業者などが、それぞれの強みや資源を持ち寄り、共通の目標に向かって協力して活動することです。人口減少や複雑化する地域課題を行政だけで解決するのは困難です。住民や団体が主体的にまちづくりに参加し、行政と「協働」することで、より効果的で持続可能な取り組みが可能となります。

包括的な相談支援体制

特定の分野や年齢に限定せず、さまざまな課題を持つ人々に、ワンストップで多角的に対応できる相談体制のことです。

施策　7　高齢者福祉の充実

目指すまちの姿

地域全体での支え合いが深化し、高齢者が生きがいを持って安心・安全に暮らせる環境が整っています。高齢者の社会参加や健康維持が促進され、多様な生活スタイルに対応した支援が提供されています。

現状と課題

高齢化率は上昇しているものの、高齢者人口は減少傾向にあり、要介護認定者数は横ばいで推移しています。

介護保険料の負担軽減と持続可能な介護提供体制を目指すため、特別養護老人ホームの閉所など、高齢者数を見込んだ地域の実情に応じた介護基盤の最適化を図る必要があります。また、重度化予防の推進と ICT や地域資源を活用した在宅支援の効率化も不可欠です。

さらに、働く意欲のある高齢者への就労マッチング体制の整備、あんしんサポートセンターと連携した住み替え支援、生前・死後事務委任の充実といった課題にも取り組む必要があります。

重点的な取り組み

(1) 高齢者の就労支援や地域活動の場を充実させ、生涯を通じて役割や生きがいを持ち、地域で活躍できる環境を整備します。
(2) ICT の活用や地域資源との連携を進め、地域包括ケアシステムの深化とともに、在宅生活の支援体制を強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします。
(3) バリアフリー住宅の普及促進やリフォーム支援の充実、住み替え支援の体制整備などにより、高齢者が安心・安全に暮らせる住環境の整備を進めます。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
暮らしやすいまちだと思う高齢者の割合	% 令和 7 年度	%	%	%	%	%
週 1 回以上地域での活動に参加している高齢者の割合（日常生活圏域ニーズ調査）	% 令和 7 年度	%	%	%	%	%
高齢者の要介護認定者率	% 令和 7 年度	%	%	%	%	%
見守り支援を受けている高齢者数	% 令和 7 年度	%	%	%	%	%

※高齢者福祉・介護保険事業等に関するンケート結果に基づき評価指標設定するため、本案では一部未設定となっています。

施策に関連する個別計画名

銀河福祉タウン計画
地域福祉計画
本別町公共施設等総合管理計画
本別町国民健康保険病院新改革プラン

施策に関連するSDGs達成目標

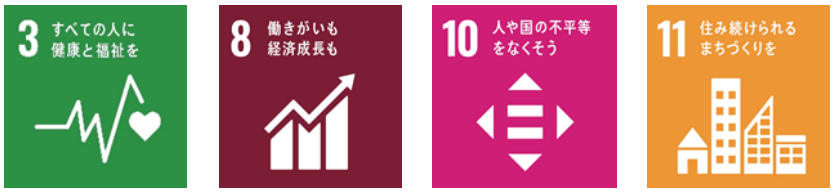

Photo

用語の説明

要介護認定者

介護保険サービスを利用するために、介護の必要度に応じて市町村から認定を受けた人のことです。

介護保険料

40歳以上のすべての国民に納付が義務付けられている保険料です。この保険料と税金を財源として、介護サービスが提供されています。

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のことです。ここでは、介護の効率化と重症化予防の推進を目的として活用される技術を指しています。介護記録のデジタル化、見守りセンサー、遠隔地での健康管理などがあります。

地域資源

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、公的な介護サービスだけではなく、地域に存在する物・事・人・お金などあらゆる多様なものを活かして生活していくことを指しています。

生前・死後事務委任

高齢者などが、自分の死後に発生するさまざまな事務手続きを、信頼できる第三者（弁護士など）に任せる契約のことです。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けられるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

施策　８ 障がい者福祉の充実

目指すまちの姿

誰もが多様な個性を尊重し、分け隔てなく暮らし続けられる地域共生社会がさらに深化しています。障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるまちを実現しています。

現状と課題

障がいのある人との日常的な交流を促進するサロンや障がい者週間記念事業の開催を引き続き支援し、障がい理解の促進に努めています。総合的な相談支援体制のさらなる強化により、住み慣れた地域での安心した生活を支える仕組みの充実を図っています。

一方で、障がい特性に応じた多様な就労機会の創出や、地域での生活を支える居住環境のさらなる整備が引き続き課題となっています。

重点的な取り組み

(1) 障がいへの理解を一層深めるとともに、障がいのある人との交流を積極的に推進します。
(2) 障がい者福祉サービスの質的向上と多様な障がい者雇用の促進を図ります。
(3) 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、居住環境の充実と支援体制の強化に取り組みます。
(4) 障がい者の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう、医療費等の助成を継続します。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
暮らしやすいまちだと思う障がい者の割合	% 令和 7 年度	%	%	%	%	%
障がいがある人と交流した経験がある町民の割合	% 令和 7 年度	%	%	%	%	%
高等養護学校卒業生が町内に戻り就業する割合	% 令和 7 年度	%	%	%	%	%
就労継続支援（B 型）事業所利用者数	人 令和 7 年度	人	人	人	人	人

※高齢者福祉・介護保険事業等に関するンケート結果に基づき評価指標設定するため、本案では一部未設定となっています。

施策に関連する個別計画名

障がい福祉総合計画
本別町こども計画（母子保健計画）

施策に関連するSDGs達成目標

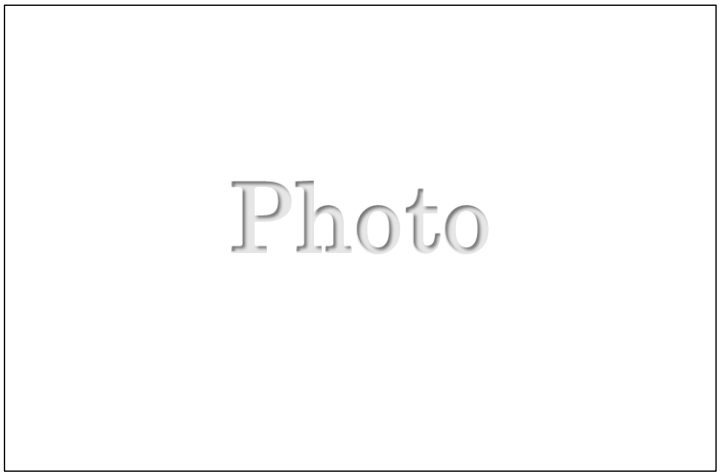

用語の説明

地域共生社会

年齢や障がい、病気の有無に関わらず、すべての人々が、それぞれの個性や能力を生かし、互いに尊重し支え合いながら、自分らしく安心して暮らせる社会のことです。

サロン

障がいのある人と地域住民が、気軽に集まり、交流を深めるための場所や活動のことです。
障がいのある人が社会から孤立することなく、地域の一員として安心して生活できるよう支援するとともに、地域住民の障がいへの理解を深めるための重要な取り組みです。「交流会や茶話会」、「趣味・レクリエーション」、「情報交換や相談」などを行っています。

障がい者週間記念事業

「障がい者週間」は、毎年12月3日から9日までの1週間です。この期間に、国や自治体、民間団体が主体となり、障がいへの理解を深めるためのさまざまなイベントや啓発活動を行います。

総合的な相談支援体制

障がいのある人やその家族が抱える、生活や就労、医療、教育など多岐にわたる悩みに、専門家が一体となって対応する仕組みです。

施策　９　医療体制の維持

目指すまちの姿

住民が安心して暮らし、医療サービスを受けられる医療体制が確保されています。

現状と課題

本町の地域医療は現在、病院1施設、一般診療所1施設、歯科診療所4施設によって、一定水準の地域医療体制が確保されています。その中で本別町国民健康保険病院は入院病床を有する二次救急指定病院となっています。しかし、内科、外科といった基本診療科は常勤医師が町内で確保されていますが、その他の専門診療科は週または月に数回の開設となっており、受診の機会が制限されています。

また、本別町国民健康保険病院における救急医療体制は、住民の命を守り安心して暮らし続けるために必要な医療分野でありますが、全体患者数の減少や物価高騰などによる費用の増大により、町一般会計から多額の繰入により運営されていることから、病院事業全体において、より効率的な運営体制整備を行う必要があります。

加えて、町民が安心して医療サービスを受けられるよう、国民健康保険財政の健全化や、後期高齢者医療制度の円滑な運営ができる体制を整備していく必要があります。

重点的な取り組み

(1) 町内外の医療機関や専門病院等との連携強化により、地域医療体制の維持・向上を図ります。特に救急医療体制については、帯広市において、二次救急を担っている急性期病院との連携を図ります。
(2) 本別町国民健康保険病院における救急医療体制の維持や専門外来の診療枠の維持拡大のほか、経営状況の改善を鑑みながら良質な医療を継続的に提供するための医療体制を確保します。
(3) 地域包括ケアの実現のために、介護・保健・福祉部門・他医療機関との連携を深め、最後まで自分らしく暮らせる地域の実現を目指します。
(4) 町民が安心して医療サービスを受けられるよう、公的医療保険制度の持続的な運営を目指します。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
病床数	60 床 令和 6 年度	60 床	60 床	50 床	50 床	50 床
医師数（民間診療所含む）	5 人 令和 6 年度	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

施策に関連する個別計画名

本別町国民健康保険病院経営強化プラン
本別町公共施設等総合管理計画
銀河福祉タウン計画

施策に関連するSDGs達成目標

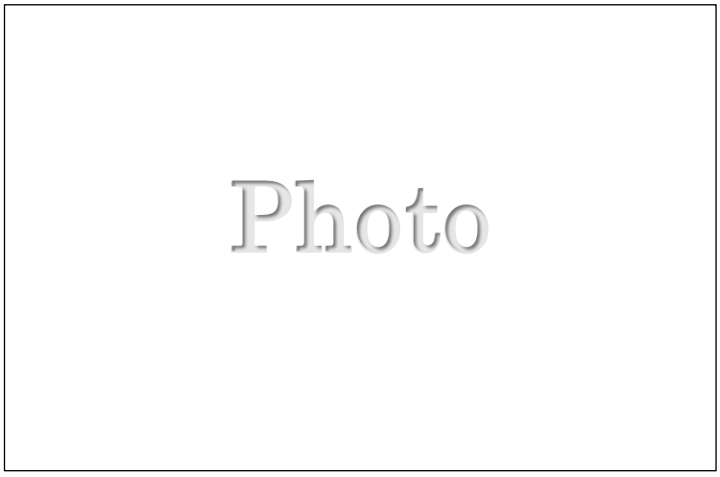

用語の説明

二次救急指定病院

入院や手術が必要な重症の患者に対応する病院のことです。軽症の患者を診る「初期救急」と、三次救急（高度な医療が必要な患者）との間に位置します。本別町国民健康保険病院は、この二次救急を担うことで、住民が重い病気やけがをした際に、町内で迅速な医療を受けられる体制を確保しています。

専門診療科

特定の臓器や疾患に特化した診療を行う科のことです。

一般会計からの多額の繰入

病院事業の運営費が不足した場合に、町全体の運営予算である「一般会計」から、その不足分を補填するために資金を移すことです。

国民健康保険財政

自営業者や退職者などが加入する国民健康保険制度を運営するための財政のことです。

後期高齢者医療制度

75歳以上の高齢者（後期高齢者）を対象とした医療保険制度です。75歳以上の人は、原則としてこの制度に加入します。この制度は、現役世代からの支援金や公費（税金）、高齢者が支払う保険料で運営されています。

公的医療保険制度

病気や怪我をした際に、誰もが安心して医療を受けられるように、国民が加入を義務付けられている相互扶助の仕組みのことです。ここでは、「国民健康保険」「後期高齢者医療」を指しています。

Ⅲ 豊かな心と、
きらきら笑顔を育むまち

施策　10　学校教育の充実

目指すまちの姿

子育て家庭や子どもの健やかな成長を地域で支え、全ての子どもたちに学びの機会が保障され、いきいきと成長しています。

現状と課題

AI（人工知能）をはじめとする情報科学技術の急速な発展と普及が進む社会の変化に対応し、子どもたちが自らの可能性を発揮し、未来を切り拓いていく力を身に付けていくため、コミュニティ・スクールの取り組みを進めるなど、保護者、教育関係機関、地域の皆さんとともに「ほんべつ学びの日」の理念の浸透を図る必要があります。

重点的な取り組み

(1) 一人ひとりの発達段階に応じた個性を生かした教育を実施し、基礎学力の向上を図るとともに、さまざまな学習機会を通じて「生きる力」を育み、ウェルビーイングを実感できるよう努めます。
(2) 変化する社会情勢に対応するため、家庭・学校・地域が協力し、子どもと大人が共に学ぶ活動を展開するなど、人間的な成長を図ります。
(3) 道徳心や思いやりの心を養う教育を推進するとともに、いじめの未然防止と早期発見に努め、不登校などに関する相談体制の充実を図ります。
(4) 子どもたちが充実した学校生活が送れるよう、学習・子育て環境の整備、充実を図ります。
(5) 情報化の進展、国際的移動の活性化、AI（人工知能）の進化などの社会的変化に対応し、ICT を活用した教育を推進します。
(6) 本別高校存続のための魅力ある学校づくりを支援していきます。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいあるかで「よくある」「ときどきある」と回答した小学生の割合（全国学力・学習状況調査）	93.0% 令和 6 年度	94.0%	94.5%	95.0%	95.5%	96.0%
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいあるかで「よくある」「ときどきある」と回答した中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	93.6% 令和 6 年度	94.0%	94.5%	95.0%	95.5%	96.0%
子どもが元気にいきいきと過ごせていると思う町民割合（総計アンケート）	81.3% 令和 6 年度	—	82.0%	—	82.0%	—
本別町が好きと回答した中学生の割合（総計アンケート）	90.7% 令和 6 年度	—	91.0%	—	91.0%	—
本別町が好きと回答した高校生の割合（総計アンケート）	80.8% 令和 6 年度	—	81.0%	—	81.0%	—

施策に関連する個別計画名

本別町総合教育大綱
学校施設長寿命化計画
本別町社会教育中期計画
本別町公共施設等総合管理計画

施策に関連するSDGs達成目標

Photo

用語の説明……

AI（人工知能）

人間のように学習、推論、判断などを行うことができるコンピューター技術のことです。

コミュニティ・スクール

学校運営に地域住民や保護者が参加することで、学校と地域が連携し、子どもたちを育む仕組みのことです。「学校運営協議会制度」とも呼ばれます。

ほんべつ学びの日

本別町独自の教育理念です。町全体で子どもたちの学びを支え、より良い教育環境を築くための指針です。

生きる力

変化の激しい社会をたくましく生き抜くために必要な、総合的な力のことです。

ウェルビーイング（Well-being）

子どもたちが学校生活を通じて、安心して、楽しく、そして自分らしく成長していると感じられる状態を目指すことが、このの計画の目的の一つです。

ICT を活用した教育

オンライン学習や SNS、デジタルツールの利用など、現代の学習環境に不可欠な技術を指します。

施策　11　社会教育活動の推進

目指すまちの姿

町民一人ひとりが学びの中から得た知識と経験を生かして、住みやすいふるさとづくりに参加しています。

現状と課題

本町では、芸術・文化活動、研修会・体験活動など多岐にわたる事業を実施していますが、オンライン学習をはじめとする町民ニーズが多様化しているため、より多くの町民が求める学習の機会を得られるよう、ICTを活用した学びのための環境づくりの他、シニア世代を含めた学び活動を通じた人づくり、ネットワークづくりを支援する必要があります。

文化芸術に触れる機会の提供活動は関係団体と共催して実施していますが、人口減少や高齢化により各団体とも担い手の確保に苦慮しており、文化の継承が難しくなっています。

重点的な取り組み

(1) 明るく豊かなふるさとづくりを進めるため、読書等を含めた自発的な学習と連帯感を育てる社会教育活動を推進します。
(2) 生涯各期に応じた多様な学びの環境を整備し、生きがいやまちづくり、社会参加活動につながる取り組みを推進します。
(3) 文化芸術活動に触れる機会を提供する他、読書普及活動と読書環境の整備を継続し、生活に潤いをもたらす活動を継続します。
(4) 地域間交流や国際交流を行い、ふるさとの理解を深め他地域の歴史や文化等を学ぶとともに、交流を通して豊かな人間性と社会性を育む取り組みを推進します。
(5) ボランティアなどの社会参加活動を担う人材を育成し、平和で豊かな地域社会づくりを推進します。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
公民館の利用者数 （本館1、地区館3）	16,937 人 令和 6 年度	15,400 人	15,100 人	14,800 人	14,500 人	14,200 人
町民一人あたりの図書貸出冊数	6.3 冊 令和 6 年度	6.3 冊	6.4 冊	6.4 冊	6.5 冊	6.5 冊

施策に関連する個別計画名

本別町総合教育大綱
本別町社会教育中期計画
本別町公共施設等総合管理計画
本別町社会教育施設等長寿命化計画
本別町子どもの読書推進計画

施策に関連するSDGs達成目標

ほんべつ学びの日総合事業「学び★こどもフェス」

令和7年8月23日開催

用語の説明……

社会教育

学校の教育課程以外の場で行われる、すべての人を対象とした学習活動のことです。住民一人ひとりの生きがいづくりや、豊かな人間性の形成を促し、地域社会をより良くしていくための学習活動を指します。

ICT を活用した学び

ここでは、オンライン学習や SNS、デジタルツールを活用した学習活動を指します。

ネットワーク

網状組織のことで、人や団体が、共通の目的のために情報を交換したり、協力したりするつながりのことです。

生涯各期に応じた多様な学び

子どもの頃から高齢期に至るまで、人生のそれぞれの段階で、その時の状況やニーズに合わせて学習を続けることです。子育て中の親が参加する学習会、中高年が趣味や健康のために始める講座、定年後の高齢者が地域貢献のために学ぶボランティア講座などです。常に新しい知識やスキルを身につけることで、生きがいや社会参加の機会を増やし、より豊かな人生を送ることを目指します。

施策　12　スポーツ活動の推進

目指すまちの姿

誰もがスポーツに親しみ、健康で豊かな日常生活を送っています。

現状と課題

人口減少・高齢化が著しい中、スポーツ活動団体加入者は相対的に維持されており、地域の指導者等の活動により、各大会において優秀な成績を収める選手が育ってきています。

体育施設は老朽化により改修や機具更新が必要となっており、一部改善された部分もありますが、今後も計画的に整備を進めるとともに施設の運営について検討が必要です。

重点的な取り組み

(1) スポーツを通して健康の保持や体力づくりを行い、町民相互の交流を図るため、関係団体等と連携し、誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できる生涯スポーツ活動を推進します。
(2) 各種競技力向上のための技術講習会、大会等を開催するとともに、スポーツ団体活動を支援し、体力増進とスポーツ活動の日常化を図ります。
(3) より効果的な生涯スポーツ活動を推進するため、「総合型地域文化・スポーツクラブ」の取り組みを進めます。
(4) 体育施設は、継続的な利用者の安全確保と快適な利用を目的として、計画的な維持管理や改修を含めた環境整備を図ります。併せて、更に効率的な管理運営体制についても検討を進めます。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
屋内体育施設利用者数 （町体育館・体力増進センター・ふれあい多目的アリーナ、柔剣道場・町民プール）	延 44,194 人 令和 6 年度	延 42,000 人	延 42,000 人	延 42,000 人	延 42,000 人	延 42,000 人
スポーツに係る大会・講演・講習会等事業実施回数（町直営）	118 回 令和 6 年度	60 回	45 回	30 回	20 回	10 回
スポーツに係る大会・講演・講習会等に参加する人数（町直営）	2,558 人 令和 6 年度	1,850 人	1,400 人	1,000 人	680 人	400 人
スポーツに係る大会・講演・講習会等事業実施回数（総合運動クラブ運営）	0 回 令和 6 年度	45 回	60 回	80 回	100 回	110 回
スポーツに係る大会・講演・講習会等に参加する人数（総合運動クラブ運営）	0 人 令和 6 年度	550 人	800 人	1,100 人	1,350 人	1,600 人

施策に関連する個別計画名

本別町総合教育大綱
本別町社会教育中期計画
健康ほんべつ21
本別町公共施設等総合管理計画
本別町社会教育施設等長寿命化計画
銀河福祉タウン計画

施策に関連するSDGs達成目標

総合型地域文化・スポーツクラブ検証事業「水泳にチャレンジ！」

令和7年6月開催

用語の説明……

生涯スポーツ活動

年齢や体力、技術レベルに関係なく、誰もが、いつでも、どこでも、自分の体力や興味に応じて一生涯にわたって楽しめるスポーツ活動のことです。競技力の向上だけを目的とするのではなく、心身の健康づくり、仲間づくり、生きがいの創出など、より豊かな人生を送ることを目指しています。ウオーキングやジョギング、パークゴルフ、レクリエーションスポーツ、地域のスポーツサークル活動などが含まれます。

総合型地域文化・スポーツクラブ

地域住民が主体となって運営する、多世代・多種目にわたるスポーツや文化活動の場です。地域の誰もが、気軽にスポーツや文化活動を楽しめる環境を整備し、健康づくりや地域コミュニティの活性化を図ることを目指します。

Ⅳ 安全と安心を確保して、
にこにこ笑顔で暮らすまち

施策　13　防災対策の推進

目指すまちの姿

誰もが防災に対する意識を持ち、自らが災害に対する備えと、自治会等による支え合い体制が整えられ、安心した日常生活を送っています。

現状と課題

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等は災害時において自力で適切な避難行動をとることが難しいと想定されるため、災害時要援護者名簿を整備、活用することが重要となっています。平時から自治会等と連携を図り、避難が必要な事態において、自治会等が担当者を決めて具体的な支援体制を確立する必要があります。

避難行動要支援者個別支援計画の策定は多くの自治会等で取り組まれていますが、全ての地域で体制が作られることが必要です。

WEB ハザードマップが公開され、インターネットに接続できる環境であればいつでもどこでもハザードマップを確認・閲覧できるようになりました。今後は、ハザードマップに防災に関する情報を充実させ、住民が必要な情報を容易に入手できるよう、利便性の向上を図ることが重要です。

重点的な取り組み

(1) 自助・共助・公助の連携と協働の必要性を理解し、防災意識の高揚を図るため、防災訓練や講習会等を開催します。また、災害時危険地域や避難情報などを随時整理し適時適切に発信します。
(2) 自治会等の助け合い活動により、要援護者等の避難支援体制を整えます。
(3) 災害時における初動体制を確立し、被害の防止、災害の拡大を抑制するための取り組みを強めます。
(4) あらゆる緊急事態の発生時において適切な対応をとるため、危機管理体制を整えます。
(5) 土砂災害特別警戒区域に指定されている地区については、地域防災計画に基づき、住民等の誘導等および災害の防止に努めます。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
町民を対象とした防災訓練の実施回数 （※学校、こども園、保育所以外）	5 回 令和 6 年度	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回
災害時要援助者等の個別支援計画を策定済みの自治会数	15 カ所 令和 6 年度	16 カ所	17 カ所	18 カ所	19 カ所	20 カ所
自主防災組織数	20 組織 令和 6 年度	20 組織	20 組織	20 組織	21 組織	22 組織
WEBハザードマップの閲覧数	1,000 件 令和 6 年度	1,800 件	1,800 件	1,800 件	1,800 件	1,800 件

施策に関連する個別計画名

本別町地域防災計画
地域福祉計画
銀河福祉タウン計画
本別町都市計画マスタープラン
本別町水道ビジョン
本別町森林整備計画

施策に関連するSDGs達成目標

用語の説明

災害時要援護者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害発生時に自力で安全な避難行動をとることが難しいと想定される人々のことです。

災害時要援護者名簿

災害時要援護者の氏名、住所、連絡先、障がいの状況、避難支援者などの情報を記したリストです。平時から名簿を整備しておくことで、災害発生時に安否確認や避難支援をスムーズに行い、迅速な救助につなげることを目的としています。

WEB ハザードマップ

インターネット上で閲覧できるハザードマップのことです。洪水や土砂災害に関する情報を電子地図上に重ねて表示できるほか、住所検索や地図の拡大・縮小、航空写真への切り替えも出来ます。

https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/webhazardmap/

自助・共助・公助

災害時に被害を最小限に抑えるための行動の原則を示した言葉です。自助は「まず自分自身の命は自分で守る」、共助は「地域や近隣住民で助け合う」という考え方です。自治会や自主防災組織などが中心となって、避難支援や救助活動を行います。公助は「行政（国や自治体）や消防、警察などが支援を行う」という考え方です。この3つの連携が、災害に強いまちづくりには不可欠となります。

土砂災害特別警戒区域

がけ崩れや土石流など、土砂災害が発生した場合に、住民に著しい危害が生じる恐れのある区域として、都道府県により指定された区域のことです。

施策　14　消防・救急体制の充実

目指すまちの姿

行政区域を越えた出動体制により、消防・救急体制の充実強化が図られており、また、新消防庁舎が整備され災害発生時の対応力強化および高度な防災性能を備え、災害活動拠点としての機能を発揮し、誰もが安心した生活を送っています。

現状と課題

消防広域化により通信指令業務が一元化され、行政区域を越えた出動を行うなど初動体制の確立が図られています。一方で、常備消防の体制については、出動件数の増加傾向にある中、限られた人員を維持していくことの重要性が高まっています。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、次世代を担う消防団員の確保は喫緊の課題となっており、消防防災力の充実強化と、長期にわたり持続可能な組織となるための新たな取り組みが不可欠です。

重点的な取り組み

(1) 住民の安全・安心な暮らしを支えるため、さまざまな災害に迅速かつ的確な対応ができる消防体制の充実強化を図ります。
(2) 救命率向上を目的とした救命講習等の普及に努めます。
(3) 幼児から高齢者まで年齢にあった防火教育を推し進め、住民一人ひとりが火災は「起きてから対応する」のではなく、「起こさないこと」の意識付けを図ります。
(4) 本町の消防防災活動の中核を担う消防団員の確保に努めるとともに、消防団制度への理解促進を図るための事業所訪問活動などの新たな取り組みを展開し、地域防災体制の充実強化を図ります。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
救急講習参加者数	274 名 令和 6 年度	250 人	250 人	250 人	250 人	250 人
住宅用火災警報器の設置率	70.7% 令和 6 年度	73.0%	74.0%	75.0%	76.0%	77..0%
消防団員数	90 人 令和 6 年度	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人

施策に関連する個別計画名

十勝圏広域消防運営計画
本別町公共施設等総合管理計画
銀河福祉タウン計画
とかち広域消防事務組合将来構想

施策に関連するSDGs達成目標

本別消防団消防連合演習

用語の説明……

消防広域化

複数の市町村が消防業務を共同で行うことです。本別町の場合、帯広市を含む、十勝管内の自治体すべてがとかち広域消防事務組合を設立し、共同で運営する体制を構築しています。

通信指令業務の一元化

119番通報の受付や消防・救急車両への出動指令を、一つの指令センターでまとめて行うことです。とかち広域消防事務組合が広域の情報を共有しているため、より効率的で的確な対応が可能となっています。

消防団員

本業を持ちながら、火災や災害発生時に消防・救助活動を行う人たちのことです。火災発生時の初期消火や、地震・風水害発生時の救助活動を行い、平常時には、火災予防の啓発活動や、防災訓練への協力も行います。

救命講習

心肺蘇生法（CPR）や自動体外式除細動器（AED）の使い方、応急手当などを学ぶ講習です。

施策　15 防犯・交通安全対策の推進

目指すまちの姿

住民主体による交通安全対策の推進を通じた交通事故の防止が図られ、地域の見守り活動により犯罪被害が無く、誰もが安心した生活を送っています。

現状と課題

防犯活動においては、「子ども110番の家」や「青色回転灯防犯パトロール隊」、「すきやきたい」による登下校時の見守り活動が行われており、さらに保護司会、更生保護女性会、生活安全推進協議会、消費者協会など、多様な団体が連携して防犯対策に取り組んでいます。

交通安全対策としては、街頭啓発活動や交通安全指導員による登校時指導、交通安全教室が実施されています。特に、令和7年度からの自転車の交通ルールに関する罰則強化に対応し、その周知徹底は引き続き重要です。

これらの防犯や交通安全を支える各種団体では担い手の高齢化が進んでおり、次世代の担い手育成が喫緊の課題となっています。これにより、地域における安全・安心を確保するための活動の継続性が危ぶまれる状況にあります。

重点的な取り組み

(1) 関係団体と連携し、防犯意識の啓発や防犯活動、交通安全啓発を推進するとともに、犯罪防止および交通事故防止に努めます。こうした取り組みを継続し維持していくため、団体の高齢化が進む中で次世代の担い手の確保を図ります。

(2) 犯罪や交通事故の起きにくい環境づくりを進めるため、防犯灯や街路灯の整備・充実について関係機関に働きかけていきます。そのことにより、地域全体で安心・安全を確保できる環境づくりを推進します。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
「子ども 110 番の家」件数	81 件 令和 6 年度	85 件	90 件	95 件	100 件	100 件
交通事故死亡人数（目標値）	0 人 毎年度	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
事故や犯罪が少なく安心して暮らすことのできていると思う町民の割合（総計アンケート調査）	91.7% 令和 6 年度	―	92%	―	92%	―

施策に関連する個別計画名

地域福祉計画
銀河福祉タウン計画

施策に関連するSDGs達成目標

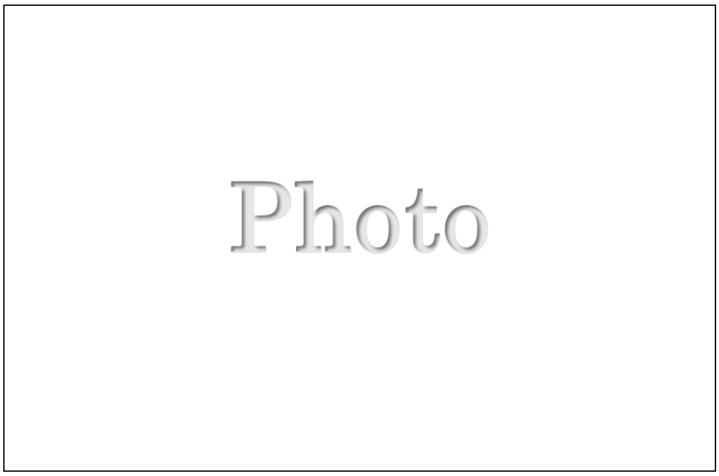

用語の説明……

子ども110番の家

子どもたちが登下校中などに危険な目に遭いそうになった時、緊急時に駆け込むことができる家やお店のことです。

青色回転灯防犯パトロール隊

警察署から許可を受けて、青色の回転灯をつけた車で地域を巡回し、防犯活動を行うボランティア団体です。パトロール車両が地域を走行することで、犯罪を未然に防ぐ抑止力となります。また、子どもたちの登下校の見守りや、不審者情報の共有など、地域全体の防犯意識を高める役割も担っています。

保護司会・更生保護女性会

犯罪や非行を犯した人々の立ち直りを地域で支えるボランティア団体です。保護司会は、保護観察中の人々に対し、面談や指導を通じて更生を支援しています。更生保護女性会は、女性の視点から、更生を目指す人々のサポートや地域の防犯活動に取り組んでいます。

交通安全指導員

地域の交通安全を確保するために、通学路での子どもの見守りや交通安全教室で指導にあたり町民に交通ルールの遵守を呼び掛けるなど、安全意識を高めるための活動を通じて交通事故の防止に努めています。

施策　16　生活環境の保全と循環型社会

目指すまちの姿

誰もが環境に優しい取り組みに関心を持ち続け、環境への負荷を抑えることで生活環境保全が徹底され、豊かな自然が守られ持続可能な社会が形成されています。

現状と課題

本町のごみ処理は、池北三町や十勝圏との広域的な連携体制が構築されており、効率的に進められています。また、住民のごみ分別やリサイクルに対する意識も高く、これらは環境負荷の低減に大きく貢献しています。

一方で、近年の生活様式の変化により、使い捨て製品や、新素材・複合素材でできたリサイクルが困難なごみが増加しており、ごみの排出量そのものを抑制することが喫緊の課題となっています。ごみ減量化とリサイクルのさらなる推進は、持続可能な社会を築く上で不可欠です。

さらに、生活様式の変化が生活環境保全全般にも影響を与えており、町民の生活基盤を守るため、住民ニーズや老朽化対策に対応した生活環境保全関連施設の計画的な維持管理が求められています。

重点的な取り組み

(1) 容器包装廃棄物（鉄、アルミ、ガラス、ペットボトル、プラスチック、紙、ダンボール等）に関して、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の「3R」を基本とします。ごみの排出量を抑制し、適切な処分を通じて環境負荷を低減することで、循環型社会の構築を目指します。
(2) ごみのポイ捨てや不法投棄をなくすため、地域と連携した環境美化活動を推進します。
(3) 住民の生活環境を守るため、生活環境保全関連施設の適切な維持管理と、環境負荷低減に向けた継続的な取り組みを進めます。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
一年間に家庭から排出されるごみの重量（一世帯当たり）	0.46t 令和 5 年度	0.46t	0.46t	0.45t	0.45t	0.45t
リサイクル率	35.4% 令和 5 年度	35.4%	35.4%	35.5%	35.5%	35.5%

施策に関連する個別計画名

ごみ処理基本計画
本別町分別収集計画

施策に関連するSDGs達成目標

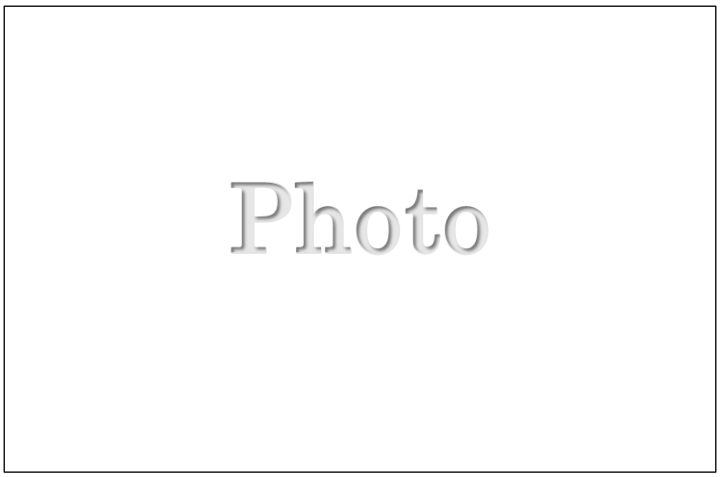

用語の説明……

生活環境

人々が生活する上で身の回りを取り巻く全ての環境を指します。ごみ処理、騒音、道路、公園、公衆衛生など、暮らしの質に直接関わるさまざまな要素が含まれます。私たちの身の回りの環境を清潔に保ち、健康を守るための活動や取り組み全般を指し、ごみの適正な処理、害虫の駆除、住民の生活環境を快適で安全に保つためのあらゆる活動が含まれます。

排出抑制（リデュース）

マイバッグやマイボトルを利用したり、使い捨て商品を利用しないなど、ごみの発生そのものを抑える取り組みで、ごみの排出量低減に直接つながる重要な取り組みです。

再使用（リユース）

リサイクルショップやフリーマーケットを利用したり、修理して使用するなど、製品の形を変えずに繰り返し使用することで、ごみの排出量が抑えられます。

再利用（リサイクル）

ごみを別の製品の原材料やエネルギー源として有効活用する取り組みで、ペットボトルや缶など再資源化できるものは分別して排出することが大切です。

3R（スリーアール）

「リデュース（Reduce）」、「リユース（Reuse）」、「リサイクル（Recycle）」の頭文字をとった言葉で、この3R を徹底することで、ごみの排出量を大幅に減らし、環境への負荷を低減することを目指します。

循環型社会

資源を有効に利用し、環境への負担を最小限に抑えながら、持続可能な社会を築いていくための考え方や仕組みです。具体的には、製品を作る際に使う資源の量を減らし、ごみとなるものを極力なくし、一度使ったものを繰り返し利用することで、資源が循環する社会を目指します。

施策　17　SDGs・カーボンニュートラルの推進

目指すまちの姿

2030年の SDGs ゴール達成と2050年のカーボンニュートラル実現を通じて、住民の安定した暮らしと豊かな自然が両立しています。

現状と課題

本町では、2030年の SDGs ゴール達成に向け「本別町 SDGs 未来都市計画」を策定しました。しかし、持続可能な社会の実現には、理念が住民や事業者に十分に浸透していないという課題があり、町民、事業者、行政が一体となった取り組みが不可欠です。

一方、カーボンニュートラルについては、2050年の目標達成に向け「本別町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が策定されましたが、公共施設の設備や公用車の利用増加など、生活様式の変化によって温室効果ガスの排出量が増加傾向にあるのが現状です。温室効果ガス排出量増加の課題を克服するため、再生可能エネルギーの導入など、二酸化炭素を効果的に削減する継続的な取り組みと、具体的な行動変容を促す施策が求められます。

重点的な取り組み

(1) 地域産品の価値を高め、新しい産業と雇用の創出を推進することで、地域内で利益が循環する仕組みを構築します。（地域資源を活用した新たな産業の創出と地域経済の循環）
(2) 空き店舗を有効活用し、中心市街地と郊外拠点が連携して、にぎわいのある地域を創出します。（拠点連携によるにぎわいの創出）
(3) 多様な資源を活用した循環型社会を構築し、持続可能な環境保全と、環境を生かした教育・体験を提供します。（多様な資源による循環型社会の構築と環境学習の推進）
(4) 温室効果ガス削減のため、電気や化石燃料の使用量を減らす取り組みを重点的に進めます。（エネルギー転換と省エネルギーの推進）

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
本町の事務事業における CO_2排出量	4,504t/CO_2 令和元年度	3,071 t /CO_2	2,867t/CO_2	2,663t/CO_2	2,459t/CO_2	2,252t/CO_2
町内全体の CO_2排出量	160.6 千 t/CO_2 平成 25 年度	100.1 千 t/CO_2	96.8 千 t/CO_2	93.4 千 t/CO_2	90.1 千 t/CO_2	86.7 千 t/CO_2

施策に関連する個別計画名

本別町 SDGs 未来都市計画
本別町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
脱炭素社会の実現を目指して「本別町ゼロカーボンシティ宣言」

施策に関連するSDGs達成目標

本別町SDGs未来都市計画

令和6年7月策定

用語の説明……

SDGs（エスディージーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。貧困や環境問題など、21 世紀の世界が直面する課題を解決するために、2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットを定めたものです。

カーボンニュートラル

「炭素中立」とも呼ばれます。温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすることを目指す考え方です。排出量を実質ゼロにするため、排出される二酸化炭素を森林などが吸収する量で相殺することなどが含まれます。

本別町SDGs未来都市計画

中長期を見通した持続可能なまちづくりに向けて、SDGsの理念に則り、経済・社会・環境の三側面の統合的取り組みによる相乗効果や新しい価値の創出を盛り込んだ計画。官民協働ローカルSDGsを副題に掲げ、行政独力では成し遂げることが難しい課題に対し、官民連携体制を構築して解消し、具体的な目標を掲げて推進することになっています。

本別町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

本別町全体で、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減するための、具体的な取り組みを定めたものです。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても自然によって再生されるエネルギーのことです。

施策　18　有効な土地利用の推進

目指すまちの姿

自然と産業の調和した土地利用により豊かな自然が守られ、安心して暮らせ、魅力と活力あるまちが形成されています。

現状と課題

コンパクトな市街地の形成を目指し、都市計画の用途地域内において優先的かつ積極的に市街化を推進しています。

このような状況の中、町内には公園がバランス良く配置され町民にとって重要な憩いの場となっていますが、誰もが安心して利用できる都市施設の整備や、地域ごとの多様なニーズに応じた公園整備が求められています。

重点的な取り組み

(1) 農用地、森林などの自然的土地利用の保全に配慮し、住宅地、商業地、工業地などの配置について、社会情勢の変化に応じて柔軟に土地利用を図り、有効な都市環境の形成を図ります。
(2) コンパクトな市街地形成のため、低未利用地を有効活用し、高齢者福祉や地域活性化に資する土地利用を進めます。
(3) 既存の公園をすべての世代が安心して利用できる環境へと更新し、住民の健康増進と多世代間の交流を促進する土地利用を進めます。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
本町が自然環境に恵まれていると思う人の割合（総計アンケート調査）	96.4% 令和 6 年度	―	97.0%	―	97.0%	―
都市公園整備数	21 カ所 令和 6 年度	21 カ所	21 カ所	21 カ所	21 カ所	21 カ所

施策に関連する個別計画名

本別町都市計画マスタープラン
本別町公園施設長寿命化計画
本別町公共施設等総合管理計画

施策に関連するSDGs達成目標

Photo

用語の説明

コンパクトな市街地の形成

居住地や生活に必要な商業施設、公共施設などを、一定の範囲に集約させて街をつくることです。

都市計画

町の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地の使い方や施設の配置などを定める計画です。町をどのような姿にしていくか、その将来像を描き、その実現に向けて土地の利用方法や建物の建て方などをルール化します。これにより、無秩序な開発を防ぎ、住みやすいまちづくりを進めます。

低未利用地

活用されていない、または十分に利用されていない土地のことです。

施策　19　上下水道環境の充実

目指すまちの姿

安全・安心な水道供給と適切な下水処理により、誰もがいつでも快適な生活を送っています。

現状と課題

安全で良質な水道水の安定供給と適切な下水処理により快適な生活環境を提供していますが、人口減少や施設等の老朽化、また大規模災害への対応などは十分とは言えず、将来に向けて上下水道経営を維持するための取り組みが必要となってきます。

重点的な取り組み

(1) 取水施設および浄水施設について、適切な規模、能力で機器更新を計画的に行い、水質基準に適合した安全・安心な水道水を安定的に供給します。
(2) 主な水道管路の耐震化について、国庫補助事業等、財源を確保したうえで、計画的に整備を進めていきます。
(3) 快適な生活環境を確保するため、浄化槽整備を行うとともに、下水処理場機器等についても適切な規模、能力で機器更新を計画的に行います。
(4) 人口減少に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新費用の増大に対応するため、定期的な料金水準の見直しを行うとともに、デジタル技術を活用しながら業務の効率化を図っていきます。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
上水道普及率	99.6% 令和 6 年度	99.6%	99.6%	99.6%	99.7%	99.7%
簡易水道普及率	82.2% 令和 6 年度	83.4%	84.1%	84.7%	85.3%	86.0%
公共下水道水洗化率	94.9% 令和 6 年度	95.7%	96.0%	96.4%	96.8%	97.2%
汚水処理人口普及率	85.4% 令和 6 年度	85.4%	85.5%	85.5%	85.5%	85.5%
料金回収率（水道事業）	64.8% 令和 6 年度	63.3%	66.3%	69.3%	67.8%	66.3%
経費回収率（下水道事業）	57.0% 令和 6 年度	56.0%	59.0%	62.0%	61.0%	60.0%

施策に関連する個別計画名

本別町水道ビジョン
本別町公共下水道事業計画
本別町水道事業経営戦略
本別町下水道事業経営戦略
生活排水処理基本計画
本別町公共施設等総合管理計画
本別町森林整備計画
本別町都市計画マスタープラン

施策に関連するSDGs達成目標

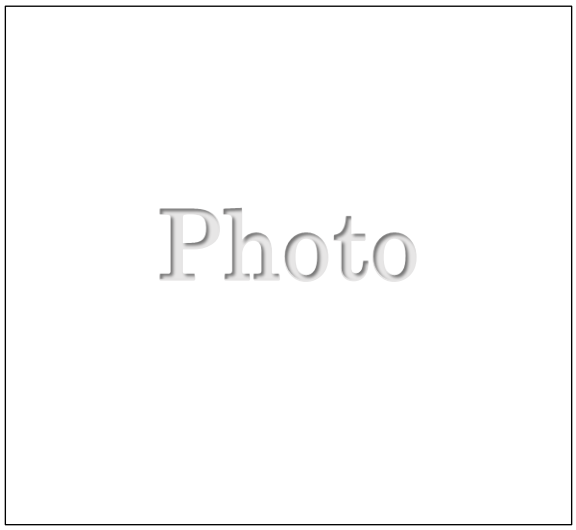

用語の説明

取水施設

川や地下水などから水道水の元となる水を取り入れるための施設のことです。取水堰やポンプ井などがこれにあたります。この施設から取り入れられた水は、浄水場や配水池へと送られ、飲料水として使えるように処理されます。

浄水施設

取水施設から送られてきた水に、ろ過や消毒といった処理を施し、安全な水道水にするための施設です。一般に「浄水場」と呼ばれます。

管路の耐震化

地震が発生しても水道管や下水道管が破損しないように、地震に強い管に取り替えることです。地震で水道管が破損すると、断水して生活に大きな支障が出るほか、火災発生時に消火活動ができなくなる恐れがあります。下水道管が破損すると、汚水が逆流し、衛生環境が悪化するリスクがあります。

浄化槽

家庭から出るし尿（排泄物）や生活排水を、微生物の働きを利用して処理し、きれいな水にしてから公共の水路などに放流するための施設です。公共下水道が整備されていない地域で、生活排水を適切に処理し、河川や地下水の水質汚染を防ぐ重要な役割を担っています。

公共下水道水洗化率

公共下水道が整備された区域で、実際に公共下水道へ接続している人の割合を示す指標です。

汚水処理人口普及率

行政区域内の人口のうち、下水道や浄化槽などを利用して、汚水処理が行なわれている人口の割合を示す指標です。

料金回収率（水道事業）

水道事業の運営に必要な費用全体のうち、水道料金でまかなえている割合を示す指標です。この数値が 100%に近いほど、水道事業が料金収入だけで独立して運営できていることを意味します。もし 100%を下回る場合、不足分は公費（税金）などで補填していることになります。

経費回収率（下水道事業）

下水道事業の運営に必要な費用全体のうち、下水道料金でまかなえている割合を示す指標です。料金回収率と同様に、この数値が 100%に近いほど、下水道事業が料金収入だけで運営できていることになります。下水道事業は、施設整備に多額の費用がかかるため、料金だけではまかなえず、公費が投入されることが一般的です。

施策　20　道路整備・交通通信ネットワーク

目指すまちの姿

個々の生活形態に応じた交通体系が確保され、利便性の高い地域交通の仕組み作りも進められています。住民は、通院や買い物など日常生活で公共交通を利用し、住み慣れた地域での生活が続けられます。

また、北海道横断自動車道の整備進展により、農畜産物の輸送効率が向上し、観光面でも地域のにぎわいが見られるようになっています。

現状と課題

人手不足や働き方改革、建設資材の高騰により道路の維持・整備費用が増大しています。さらに、国庫補助金交付額の変動が、道路整備事業の進捗に大きな影響を与えています。特に、舗装の老朽化が急速に進んでおり、道路だけでなく橋梁や河川といったインフラ全体の効率的な維持管理が喫緊の課題です。併せて、除排雪を含む道路維持体制の強化を図らなければなりません。

公共交通網については、一部見直しを行っているものの、利用者増にはつながっていないため、今後も、利用者ニーズの多様化や地域差への対応など、引き続き、柔軟な交通体系の構築が課題となっています。

町内の光ファイバー網は、民間事業者と町が整備した設備により、町内を広くカバーしています。

重点的な取り組み

(1) 道路および橋梁、河川の整備、維持修繕を計画的に進め、安全で快適な通行を確保します。
(2) 住民の多様な移動ニーズに応じた持続可能な公共交通体系を構築するため、実態把握と最適化により、将来的にはICTの活用を見据え、交通弱者の移動の自由を保障する地域社会の実現を目指します。
(3) 北海道横断自動車道の本別JCT・ICを活用した広域交通の利便性をさらに高め、本町の「交通の要衝」としてのポテンシャルを最大限に生かした道路ネットワークの形成を推進し、地域の活性化を図ります。
(4) 町が整備した光通信サービスの安定提供を図ります。
(5) テレビ難視聴地域における地上デジタル放送の再送信も引き続き維持します。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
舗装道路の割合（町道）	56.2% 令和 6 年度	56.4%	56.5%	56.6%	56.7%	56.8%
橋梁長寿命修繕計画の進捗率	31.8% 令和 6 年度	50.0%	59.1%	68.1%	77.2%	86.3%
地域公共交通の乗車人数太陽の丘循環バス（2 路線）	5,700 人 令和 6 年度	6,000 人	6,000 人	6,000 人	6,000 人	6,000 人
へき地患者輸送バス（5 路線）	400 人 令和 6 年度	420 人	440 人	460 人	480 人	500 人

施策に関連する個別計画名

本別町都市計画マスタープラン
本別町橋梁長寿命化修繕計画
本別町公共施設等総合管理計画
本別町地域公共交通計画

施策に関連するSDGs達成目標

用語の説明

光ファイバー網

光の点滅を利用してデータを高速で送受信する通信回線のネットワークのことです。インターネットや電話、テレビといった通信サービスを支える基盤となります。本別町では、町が整備した光ファイバー網により、町内の広い範囲で高速な通信サービスが利用できるようになっています。

ICT の活用

バスロケーションシステム、AI を活用したデマンド交通（予約型乗り合いタクシー）の配車最適化、リアルタイムの情報提供などに ICT を活用し、公共交通の利便性や効率を高めることを意味します。

交通弱者

高齢者や障がいのある人、子どもなど、地理的、身体的な理由から、公共交通機関や自家用車の利用が困難な人々のことです。

JCT（ジャンクション）

高速道路と高速道路をつなぐ立体的な交差点です。複数の高速道路が合流・分岐する地点で、交通をスムーズにするために信号機はありません。

IC（インターチェンジ）

高速道路と一般道をつなぐ立体的な交差点です。一般道から高速道路に入ったり、高速道路から一般道に出たりするための出入り口です。

テレビ難視聴地域

電波が届きにくい山間部や地形的な理由により、地上デジタル放送の受信が困難な地域のことです。

地上デジタル放送の再送信

町内のテレビ難視聴地域において、光ケーブルを活用した再送信を行い、テレビ放送が視聴できる環境を維持しています。

施策　21　住宅環境の充実

目指すまちの姿

誰もが住みやすい住宅環境の中で、本町に安心して定住し、充実した生活を送っています。

現状と課題

少子高齢化と人口減少により空き家が増加傾向にあり、有効活用のための空き家バンク登録の運用や老朽空家住宅除却支援事業による解体支援を行っていますが、依然として老朽化した空き家が多く存在している状況にあります。

町内への定住を促進するため、若者・子育て世帯を含む町外からの移住者や、全世帯の約7割を占める持ち家世帯に対して効果的な支援策の創出が重要となります。
さらに、地域の課題解決や活性化の担い手となる地域おこし協力隊等の人材確保と定着を促進するための戦略的な支援も不可欠です。

また、公営住宅については、他市町村と比べて入居世帯の割合が高い現状を踏まえ、老朽化した施設の計画的な建て替えやユニバーサルデザインに基づいた改修を進め、高齢者や子育て世帯などが安心・安全な居住環境を確保していくことが求められます。

重点的な取り組み

(1) 空き家の利活用と適正な管理を進めるため、所有者と行政だけでなく、民間事業者や専門家とも連携し、総合的かつ持続的な取り組みを推進します。また、移住希望者への情報提供を強化し、空き家を活用した移住者向け住宅の確保に努めます。
(2) 本町への移住・定住を促す活動支援・起業就業支援策について検討を進め、若者の定住及びU・I ターンの促進、並びに地域おこし協力隊等の戦略的な受入れと定着を図ります。
(3) 高齢者や子育て世帯などが安心して暮らせるよう、誰もが快適に過ごせる住環境の整備を推進します。
(4) 公営住宅については、居住・設備水準の低いものは建て替えや廃止を、長期活用可能なものは改修を進め、高齢者、障がい者、子どもなど誰もが安心して暮らせる住環境を整備し、適切な管理運営に努めます。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
老朽空家住宅除却支援事業実施件数	3 件 毎年度	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
高齢者向け住宅や障がい者対応住宅の整備件数（保健福祉課対応）	戸 令和 7 年度					
公営住宅管理戸数	402 戸 令和 6 年度	394 戸	398 戸	394 戸	382 戸	376 戸

※高齢者福祉・介護保険事業等に関するンケート結果に基づき評価指標設定するため、本案では一部未設定となっています。

施策に関連する個別計画名

本別町住宅政策推進計画
本別町空家等対策計画
本別町公営住宅等長寿命化計画
地域福祉計画
本別町公共施設等総合管理計画
銀河福祉タウン計画

施策に関連するSDGs達成目標

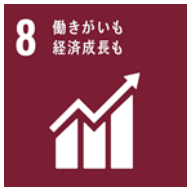

Photo

用語の説明……

空き家バンク

空き家の所有者が登録した物件情報を、その空き家を利用したい人に紹介する仕組みです。空き家の有効活用を促進し、地域への移住・定住を促す役割を担っています。所有者にとっては解体費用や管理の手間を削減でき、利用希望者にとっては比較的安価で住まいを見つけられるメリットがあります。

老朽空家住宅除却支援事業

老朽化して倒壊などの危険がある空き家の解体に対し、町が費用の一部を補助する事業です。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いに関わらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計のことです。

Ⅴ みんなの笑顔を未来につなぐまち

施策　22　自治体経営の推進

目指すまちの姿

本町の財政状況と今後の人口減少を踏まえ、的確な予算執行により、町民に信頼される持続可能な自治体経営が行われています。

現状と課題

地方交付税は本町の収入の約4割を占めており、その増減が本町財政に与える影響は相当なものとなっています。そうした中、これまで財政調整基金を活用しながら財政運営を図ってきましたが、基金の残高も年々減少してきています。

今後、町税収入や地方交付税の大幅な増額は見込めないことから、ふるさと納税などの自主財源の確保に努めるとともに事務事業、補助金等の見直しを図り、収入に見合った支出を行っていく必要があります。

重点的な取り組み

(1) 将来にわたって暮らしやすいまちを維持していくため、ふるさと納税などの自主財源の確保を図ります。
(2) 限られた財源と人材を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を生み出す自治体経営を推進します。外部連携やDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、事務事業の抜本的な効率化を図るとともに、町民参画による行政評価と成果の「見える化」を進めることで、持続可能で透明性の高い行政運営を実現します。
(3) 公共施設の長寿命化、利活用促進と統廃合を進めることにより、事業の継続と健全な財政運営との均衡を図ります。
(4) 事業の効率化を図り、多様な住民ニーズと拡大する生活圏域に対応するため、行政区域にとらわれない広域的な行政運営を周辺地域と連携して積極的に展開していきます。
(5) 本別町人材育成基本方針に基づいた採用や研修を実践し、職員の資質の向上を図ります。さらに、ICT技術を最大限に活用し、行政の仕組みや住民サービス、さらには地域社会そのものをより良い形へと変革を進めます。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
町税収納率（住民税、固定資産税、軽自動車税、法人税等）	98.0% 令和 6 年度	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
ふるさと納税額（企業版含む）	128,000 千円 令和 6 年度	150,000 千円	150,000 千円	200,000 千円	200,000 千円	200,000 千円
経常収支比率	91.2% 令和 6 年度	90%未満	90%未満	90%未満	90%未満	90%未満

施策に関連する個別計画名

本別町行財政健全化計画・本別町行財政改革推進計画
本別町公共施設等総合管理計画
本別町過疎地域持続的発展市町村計画

施策に関連するSDGs達成目標

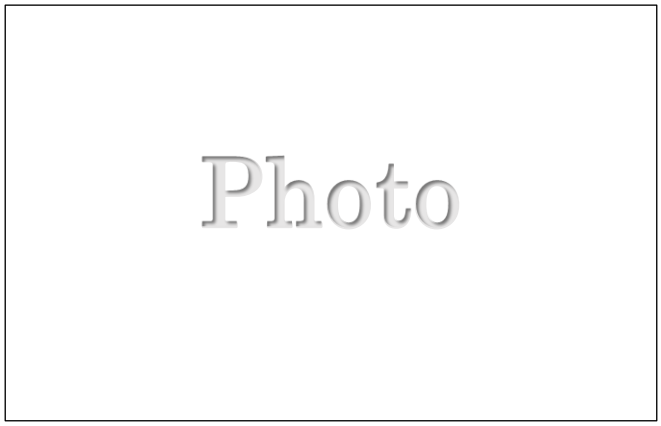

用語の説明

地方交付税

国が地方自治体に交付するお金で、地方の財政格差を是正するために使われるものです。地方交付税は、税収が少ない地方自治体が、全国平均と同水準の行政サービス（教育、福祉、道路整備など）を提供できるように、国が税金の一部を分配する制度です。本別町のように、収入の約 4 割を占める場合、その額の変動が町の財政に大きな影響を与えます。

財政調整基金

将来の不測の事態や、税収が減少した時に備えて積み立てておく、町の「貯金」です。自然災害の復旧費用や、経済状況の悪化による税収減など、急な出費や収入減に対応するために使われます。

自主財源

地方自治体が住民や企業から徴収する税金や、サービス利用料など、使い道を自由に決めることができるお金のことです。町税（住民税、固定資産税など）、寄附金であるふるさと納税、そして証明書の発行などの手数料が含まれます。

事務事業の見直し

行政が行っているさまざまな事業や業務について、本当に必要なのか、もっと効率的にできないかを検討することです。無駄な支出をなくし、限られた財源を有効に活用するためです。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

単なる業務のデジタル化（IT ツールの導入）を超えて、データとデジタル技術を最大限に活用し、行政の組織体制、働き方、提供するサービスそのものを根本的に変革することを指します。

公共施設の長寿命化

学校や公民館、体育館など公共施設の改修や修繕を計画的に行うことで、寿命を延ばし、使える期間を長くすることです。

ICT 技術

「情報通信技術」の略で、パソコンやネットワークなどの情報技術を最大限に活用することを指します。職員の資質向上を支え、行政事務の効率化や住民サービスの向上、地域社会全体の変革を推進するための重要な基盤となります。

経常収支比率

地方自治体の財政にどれだけのゆとりがあるかを示す指標です。この比率は、地方税や地方交付税、地方譲与税といった毎年繰り返し入ってくるお金（経常的な収入）が、人件費や公債費、扶助費などの毎年必ずかかる費用（経常的な経費）にどの程度充てられているかを示しています。この比率が低いほど、経常的な経費に充当される割合が少なく、投資や新しい政策など、より自由な使い方ができるお金が多いことを意味し、財政の弾力性が高いと判断されます。

施策　23　開かれた町政の推進

目指すまちの姿

情報共有が進み、町民がまちづくりに積極的に参画しています。行政との信頼関係が深まり、協働による具体的な成果が地域を豊かにしています。多様な声が生かされる、誰もが暮らしやすい持続可能で活力あふれるまちへと発展を遂げています。

現状と課題

「開かれた町政」を実現するには、情報発信・共有の充実により、町民がまちづくりへ積極的に関わる機会を広げる必要があります。

また、多様な世代・背景を持つ町民が地域活動へ参画できるよう、安心できる環境整備が重要です。これらを通じて、町民が主体的に活動し、その成果が明確に伝わる町政を目指します。

重点的な取り組み

(1)　「広報ほんべつ」と「くらしの情報紙かけはし」を定期発行するほか、「議会だより」の定期発行や「議会中継」を行い、町民に必要な情報を提供します。さらに、町公式ホームページと町公式 LINE を通じて、随時、町政情報を届けます。

(2) まちづくり懇談会などに多様な人が参加できるよう PR 方法を工夫しながら、町民から意見を聴く機会の充実を図ります。

(3) 自治会をはじめ、まちづくりに携わる団体と連携し、地域の持続的な発展に向け、活力ある地域社会を築くため協働によるまちづくりを推進します。

(4) 男女が互いに尊重し、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる、真に平等な地域社会の実現を目指します。

(5) 情報公開制度、個人情報保護制度に対応した適切な文書管理を行います。

(6) 国際交流による異文化理解の促進を通じ、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

評価指標（KPI）

年度 指標名	基準指標 基準年（度）	令和 8 年度 （2026）	令和 9 年度 （2027）	令和 10 年度 （2028）	令和 11 年度 （2029）	令和 12 年度 （2030）
ホームページのサイト訪問者件数	330,000 件	331,000 件	332,000 件	333,000 件	334,000 件	335,000 件
LINEお友だち登録者数	840 人 令和 6 年度	2,200 人	2,600 人	3,000 人	3,400 人	3,800 人
町民の行政参加が進んでいると思う住民の割合（総計アンケート調査）	50.7% 令和 6 年度	―	51.0%	―	51.0%	―
条例委員等における女性委員の比率	29.7% 令和 6 年度	31.0%	32.0%	33.0%	34.0%	35.0%

施策に関連する個別計画名

本別町情報公開条例

施策に関連するSDGs達成目標

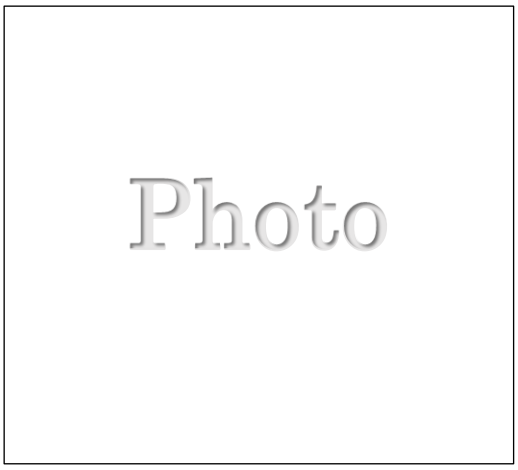

用語の説明

開かれた町政

町政の方針や活動に関する情報を積極的に公開し、住民がいつでもその情報を知ることができ、まちづくりに自由に参加できる行政運営のあり方です。行政が独断で物事を決めるのではなく、住民と情報を共有し、対話しながら、共にまちづくりを進めることで、行政と住民の信頼関係を築き、より良い地域社会を目指します。

議会だより・議会中継

町の行政活動を監視・チェックする議会の活動内容を住民に伝えるための手段です。これらを通じて、住民は議員の活動や行政の意思決定プロセスを直接知ることができ、町政への関心を高めることができます。

まちづくり懇談会

町長や町の職員が、住民と直接対話する機会のことです。行政側が町の計画や事業を説明するだけでなく、住民一人ひとりが日頃感じている課題や要望、意見を直接伝え、行政に反映させることができます。これにより、住民の声がまちづくりに活かされることを目指します。

情報公開制度

住民の知る権利を保障し、同時に個人のプライバシーを守るための行政の仕組みです。住民が、行政が持っている公文書の開示を請求できる制度です。これにより、行政の活動が透明になり、住民による監視が可能になります。

個人情報保護制度

住民の知る権利を保障し、同時に個人のプライバシーを守るための行政の仕組みです。行政が保有する個人情報が、目的外に利用されたり、外部に漏れたりしないように、その取り扱いをルール化した制度です。

多文化共生社会

国籍や民族、文化の違いにかかわらず、誰もが互いの違いを認め合い、尊重し、ともに暮らす社会のことです。国際交流や異文化理解を促進することで、外国籍住民を含め、すべての人が地域の一員として安心して生活できる環境を築くことを目指します。

参考資料

第７次本別町総合計画　基本構想（令和２年 12 月 11 日　本別町議会にて可決）
本別町人口ビジョン（抜粋）令和３年３月　一部改訂
後期基本計画策定方針（抜粋）令和６年８月策定、令和７年６月一部改訂
地方創生 2.0　地方版総合戦略の基本目標（令和７年６月 13 日　閣議決定）
ＳＤＧｓと自治体の役割
後期基本計画策定に係る取り組み経過
本別町総合計画等審議会委員名簿

第７次本別町総合計画

基　本　構　想

1.本別町の将来像

『心を合わせて みんなの笑顔を 未来につなぐ』

健全な財政運営のもと、安全・安心な暮らしを維持するために住民福祉の質と良好な生活機能を堅持するとともに、環境に配慮した取り組みを通じて、将来の世代が永続して営みを継続できる社会の形成を目指します。

次代を担う世代に引き継ぐ姿勢

「わたくしたちは、十勝の原始林をひらき、戦禍の焦土から立ち上がった、強くたくましい開拓精神を受けつぐ本別町民として、誇りと責任をもち、こころと力を合わせ、未来へ前進することを誓います。」これは昭和 42(1967)年 11 月に制定された本別町民憲章の前章です。

これまで本別町総合計画はこの町民憲章を継承して作成されてきています。しかし、人口減少、厳しい財政状況、地球規模での環境保全など社会の変化に対応していく必要があることから、これまでの姿勢にあらたな対応策を加えてまちづくりを進めていきます。

2.将来像を実現するための基本目標

(1)安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち

基幹産業である農業の振興とともに商工業が発展するよう、農地の基盤整備を進め、安全・安心で良質な農畜産物の生産を高め、日本の食料基地としての役割を担います。

(2)人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち

住み慣れた地域において、安心して暮らし続けていくため、健康・医療・福祉・子育て支援の体制を維持するとともに、自治会などの支え合い活動から、充実した日常生活をおくることができる社会の形成を推進していきます。

(3)豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち

子どもたちが学力を向上させるための環境を整えるとともに、急速に変化する社会情勢の中で思考力、判断力などを身に付け、社会との関わりを通じて次代の社会を創る意識の醸成を図ります。また、生涯にわたる学びを推進し、心の豊かさや生きがいといった自己実現と学びを地域社会の活性化に生かしていくことを目指します。

(4)安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち

自然災害による被害を最小限に抑えるためのインフラの整備と、交通事故や犯罪のない安全・安心な社会づくりを進めます。憩いと安らぎを演出する緑豊かな自然環境を保全するとともに、省エネルギーや資源循環の取り組みを進め、地球温暖化防止対策を推進します。また、道路・河川、上下水道、公園、公共施設、公営住宅等に係るインフラ整備について利便性の維持・向上を図るため、計画的に管理を行ないます。

（5）みんなの笑顔を未来につなぐまち

事務事業の見直しや官民連携、ＩＣＴ（Information and Communication Technology＝情報通信技術）の活用などにより、効果的・効率的な自治体経営を進めます。また、広報紙やホームページ等により行政情報の発信を行うとともに、町民皆さんからのご意見等をまちづくりに反映する取り組みや、共にまちづくりを進めていく活動を強めていきます。

３．目標とする将来人口

本町の人口は昭和 34（1959）年の 18,858 人（6 月 30 日住民基本台帳）を頂点に年々減少に転じ、平成5年（1993）年以降は出生者数より死亡者数が上回る自然減が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所の平成 27（2015）年の国勢調査を基にした人口 推計では令和7（2025）年に 5,801 人、令和 12（2030 年）年に 5,061 人、令和 27（2045）年に 3,130 人に減少するとされています。

本町としては、農林業や商工業の振興、子育て支援や福祉の充実、持続可能な 行政運営などの施策効果により人口減少の抑制を図り、令和7（2025）年の目標人口を 6,000 人、令和 12（2030）年の目標人口を 5,500 人とします

４．今後の財政運営について

町税収入はここ数年、安定して推移してきていますが、歳入総額の約 13％であり、本町の主な財源となっているのは歳入総額の約 40％を占めている地方交付税です。

しかし、国の財政状況は巨額の赤字を抱え、長期債務残高は増え続けており、地方財政計画と決算差額の検証が進められるなど、地方交付税額を抑制する動きもあることから、町の財政状況は厳しさを増すことが想定されます。

そのため、人件費、公債費をはじめとする経常経費の削減など行財政改革の推進により財政運営の安定化を図り、重点化と効率的な予算執行から持続可能な財政基盤の確立を図っていきます

本別町人口ビジョン（抜粋）

第3章　人口の将来展望

人口の現状と課題を整理し、人口に関して目指すべき将来の方向性を提示するとともに、将来の人口等を展望する。

1　目指すべき将来の方向

（1）現状と課題

本町の総人口は、昭和34(1959)年をピークに減少が続いており、年齢3区分別人口においては、生産年齢人口および年少人口が減少、老年人口は増加し続け、平成7(1995)年からは、年少人口を上回っている。

総人口の推移に影響を与える自然増減については、平成5(1993)年以降、出生数が死亡数を下回る自然減に転じており、平成 29(2017)年以降では自然減数が社会減数を上回っている。

また、平成 10(1998)～14(2002)年度の合計特殊出生率で 1.51 まで低下、以降回復傾向にあるものの、平成 20(2008)～24(2012)年度は 1.68、平成 25(2013)～29(2017)年度は 1.64 であり、人口置換水準の 2.07 には大きく及ばない状況である。

社会増減（転入数－転出数）については、これまで一貫して転出超過が続いており、十勝管内での移動が半数以上を占め、帯広市・音更町・幕別町への流出が大きく、管内的に全体の流出が大きい状況となっている。

年齢階級別の人口移動では、高校や大学への進学に伴う転出超過が大きく、その後 30 代前後で転入超過となるものの、その数は少なく、長期的動向においては、この間の総人口の減少により、移動幅は小さくなってきている。

人口減少の段階分析においては、本町の場合、2020 年頃をピークに老年人口の減少が始まることから、人口減少の最終段階に入る。

また、将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度については、自然増減より社会増減の影響度（社人研推計ベースで5倍、独自推計ベースで10倍以上）が高く、老年人口比率の長期推計による変化を見ても、出生率の上昇が一定程度、人口構造の高齢化抑制に働くことになるが、移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定した場合の方が人口構造の高齢化抑制の効果が早く現れ始める結果となっている。

（2）目指すべき将来の方向

社人研の推計によると、平成 22 年(2010)国勢調査人口を基準とした本町の人口は、今後も人口は減少を続け、令和 22(2040)年には、約 4,700 人、令和 42(2060)年には、約 3,000 人になる推計値であったが、平成 27 年(2015)国勢調査人口を基準とした推計では、令和 27(2045)年には、3,130 人になるものと推計されている。

将来のまちづくりにあっては、本町の現状と課題を踏まえ、町民が安心して暮らし、働き、子どもを生み育てられるよう、持続可能な地域社会を構築していくことが重要であり、人口減少に歯止めをかけるとともに、人口構造の若返りを図る必要がある。

本町の場合、将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度については、自然増減より社会増減の影響度が高いことから、若年層の流出抑制や U・I・Jターンなどの流入を増加させることが、人口減少抑制のための大きなポイントであるとともに、現在住者の流出抑制についても重要なポイントである。

今後の取り組みにおいては、出生率の上昇につながる施策と併せ、若者、子育て世代の流出の抑制や人口の社会増をもたらす、または、社会減に歯止めをかける施策に重点的に取り組むことが必要である。

2 人口の将来展望

国の長期ビジョンや北海道人口ビジョンおける合計特殊出生率の仮定値 2.07(人口置換水準)を勘案しつつ、目指すべき将来の方向を踏まえ、平成 22 年(2010) および平成 27 年(2015)国勢調査人口により、以下の考えのもと仮定値を設定し、将来人口を展望する。

【設定仮定値】

	2010 国勢調査基準	2015 国勢調査基準
合計特殊出生率	①2020年までに 0.20 ポイント増加(現状 1.68→1.88) ②2025年～2040年までは5年ごと 0.05 ポイント増加 ③2040年以降は 2.08 を維持	①2025年までに 0.24 ポイント増加(現状 1.64→1.88) ②2025年～2045年までは5年ごと 0.05 ポイント増加 ③2045年以降は 2.08 を維持
移動率	①2020年までに移動率(転出超過分)が 50%縮小 ②2025年～2035年まで5年ごとに移動率(転出超過分)が 50%縮小 ③20代～30代女性の移動率(転入超過分)を2035年までの5年ごとに10%程度の増加	①2025年までに移動率(転出超過分)が 50%縮小 ②2030年～2035年まで5年ごとに移動率(転出超過分)が 50%縮小 ③20代～30代女性の移動率(転入超過分)を2035年までの5年ごとに10%程度の増加

(1)町の人口の推移と長期的な見通し

平成 27 年(2015)国勢調査人口を基準とした本町独自推計では、合計特殊出生率と純移動率が仮定値に改善したとしても、令和 42 年(2060)には 3,383 人となり、平成 22 年(2010)国勢調査人口を基準とした独自推計値 5,049 人より 1,666 人減少する結果となった。

人口減少抑制施策を将来にわたり持続的に推進し、生産年齢人口の確保や年代別人口バランスの改善を図ることで、将来人口の予測値は変動していくものである。本町においては、まちづくりの基本となる人口水準として、令和 42(2060)年の総人口の目標を 5,000 人程度とする。

図表 33 町の人口の推移と長期的な見通し

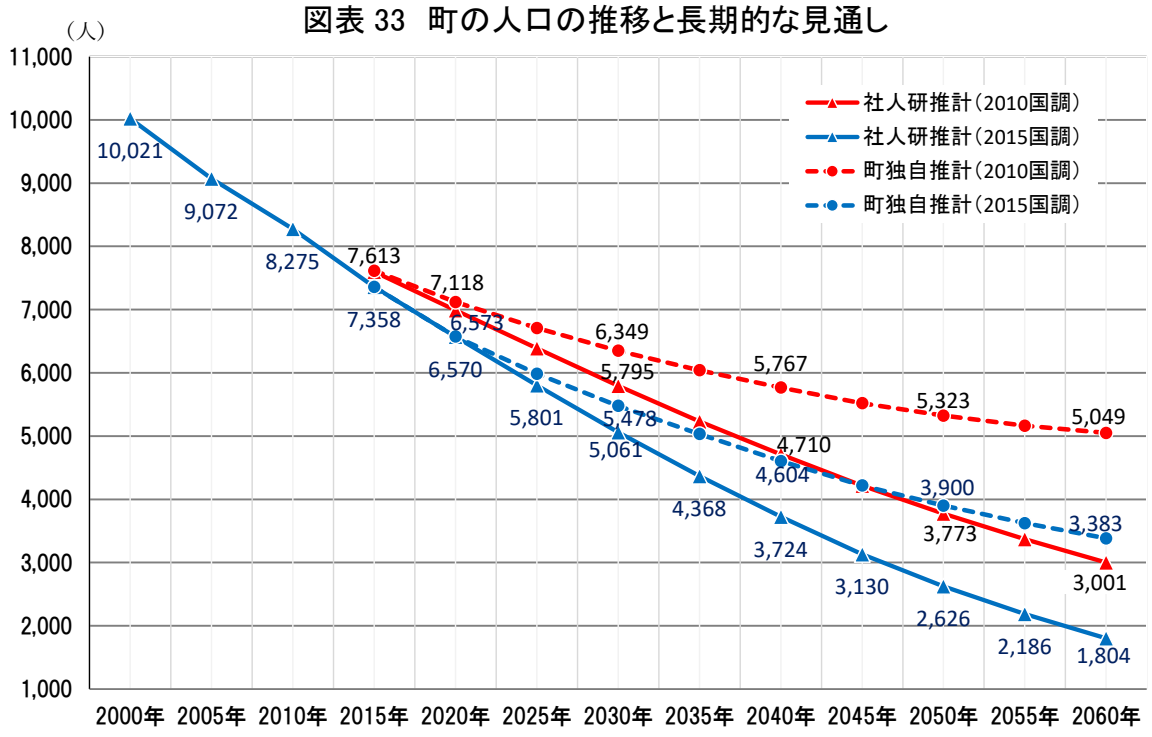

図表 34　総人口・年齢3区分別の人口推計

（単位：

区分			2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
社人研 2010		総人口	8,275	7,599	6,991	6,388	5,795	5,231	4,710	4,216	3,773	3,370	3,001
		年少人口	898	770	669	564	485	440	410	380	344	302	265
		生産年齢人口	4,634	3,951	3,397	3,060	2,732	2,427	2,114	1,871	1,701	1,571	1,403
		老齢人口	2,743	2,878	2,925	2,764	2,578	2,364	2,185	1,964	1,728	1,497	1,333
		75歳以上人口	1,465	1,585	1,650	1,752	1,771	1,626	1,489	1,336	1,235	1,111	959
	町独自推計	総人口	8,275	7,613	7,118	6,709	6,349	6,041	5,767	5,519	5,323	5,164	5,049
		年少人口	898	784	738	703	695	716	762	806	829	831	836
		生産年齢人口	4,634	3,951	3,434	3,180	2,963	2,807	2,640	2,552	2,558	2,622	2,644
		老齢人口	2,743	2,878	2,947	2,826	2,691	2,518	2,365	2,161	1,936	1,711	1,568
		75歳以上人口	1,465	1,585	1,663	1,788	1,843	1,728	1,606	1,463	1,375	1,258	1,107
社人研 2015		総人口	8,275	7,358	6,571	5,801	5,063	4,368	3,723	3,131	2,626	2,186	1,804
		年少人口	898	734	598	479	376	296	239	194	158	128	104
		生産年齢人口	4,634	3,821	3,113	2,635	2,203	1,818	1,455	1,164	953	780	624
		老齢人口	2,743	2,803	2,860	2,687	2,484	2,254	2,029	1,772	1,515	1,279	1,076
		75歳以上人口	1,465	1,495	1,567	1,676	1,695	1,543	1,387	1,208	1,081	949	794
	町独自推計	総人口	8,275	7,358	6,573	5,986	5,478	5,032	4,604	4,217	3,900	3,623	3,383
		年少人口	898	734	600	528	480	467	460	473	489	498	496
		生産年齢人口	4,634	3,821	3,113	2,744	2,441	2,191	1,960	1,781	1,679	1,613	1,567
		老齢人口	2,743	2,803	2,860	2,714	2,558	2,374	2,184	1,963	1,733	1,512	1,320
		75歳以上人口	1,465	1,495	1,567	1,694	1,741	1,615	1,476	1,326	1,223	1,104	954

（2）高齢化率の推移と長期的な見通し

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が 2015 年国勢調査人口を基準として推計した本町の高齢化率（65 歳以上人口比率）は、令和 22(2040)年には 54.5%、さらに令和 42(2060)年には 59.6%まで上昇すると予測されています。

一方、平成 27 年(2015)国勢調査人口を基準とした本町独自の推計では、高齢化率の動向は異なる見通しを示しています。本町の高齢化率は、令和 12(2030)年に 46.7%に達した後、令和 17(2035)年に 47.2%、令和 22(2040)年に 47.4%でピークを迎える予測となっています。その後は低下に転じ、令和 27(2045)年には 46.5%、さらに令和 42(2060)年には 39.0%まで低下すると推計されています。

この本町独自の推計は、今後の人口減少に歯止めをかける施策の取り組みによる効果が着実に反映され、年代別人口バランスが改善されることを見込んだものです。これにより、社人研の推計と比較して、高齢化率の上昇は抑制され、ピークも早期に訪れ、長期的な高齢化率の低下が見込まれます。

図表 35　高齢化率の推移と長期的な見通し

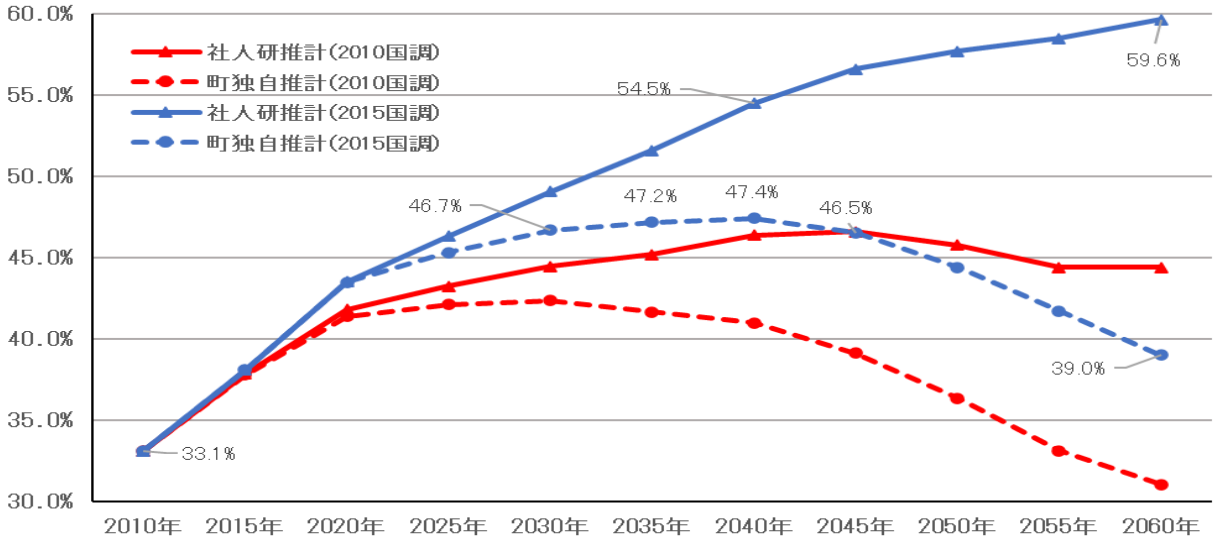

図表 36　年齢3区分別の人口推計による区分別比率

区　分			2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
社人研 2010		**総人口（人）**	**8,275**	**7,599**	**6,991**	**6,388**	**5,795**	**5,231**	**4,709**	**4,215**	**3,773**	**3,370**	**3,001**
		年少人口比率	10.9%	10.1%	9.6%	8.8%	8.4%	8.4%	8.7%	9.0%	9.1%	9.0%	8.8%
		生産年齢人口比率	56.0%	52.0%	48.6%	47.9%	47.1%	46.4%	44.9%	44.4%	45.1%	46.6%	46.8%
		老齢人口比率	33.1%	37.9%	41.8%	43.3%	44.5%	45.2%	46.4%	46.6%	45.8%	44.4%	44.4%
		75歳以上人口比率	17.7%	20.9%	23.6%	27.4%	30.6%	31.1%	31.6%	31.7%	32.7%	33.0%	32.0%
	町独自推計	**総人口（人）**	**8,275**	**7,613**	**7,119**	**6,709**	**6,349**	**6,041**	**5,767**	**5,519**	**5,323**	**5,164**	**5,048**
		年少人口比率	10.9%	10.3%	10.4%	10.5%	10.9%	11.9%	13.2%	14.6%	15.6%	16.1%	16.6%
		生産年齢人口比率	56.0%	51.9%	48.2%	47.4%	46.7%	46.5%	45.8%	46.2%	48.1%	50.8%	52.4%
		老齢人口比率	33.1%	37.8%	41.4%	42.1%	42.4%	41.7%	41.0%	39.2%	36.4%	33.1%	31.1%
		75歳以上人口比率	17.7%	20.8%	23.4%	26.7%	29.0%	28.6%	27.8%	26.5%	25.8%	24.4%	21.9%
社人研 2015		**総人口（人）**	**8,275**	**7,358**	**6,571**	**5,801**	**5,063**	**4,368**	**3,723**	**3,130**	**2,626**	**2,187**	**1,804**
		年少人口比率	10.9%	10.0%	9.1%	8.3%	7.4%	6.8%	6.4%	6.2%	6.0%	5.9%	5.8%
		生産年齢人口比率	56.0%	51.9%	47.4%	45.4%	43.5%	41.6%	39.1%	37.2%	36.3%	35.7%	34.6%
		老齢人口比率	33.1%	38.1%	43.5%	46.3%	49.1%	51.6%	54.5%	56.6%	57.7%	58.5%	59.6%
		75歳以上人口比率	17.7%	20.3%	23.8%	28.9%	33.5%	35.3%	37.3%	38.6%	41.2%	43.4%	44.0%
	町独自推計	**総人口（人）**	**8,275**	**7,358**	**6,573**	**5,986**	**5,479**	**5,032**	**4,604**	**4,217**	**3,901**	**3,623**	**3,383**
		年少人口比率	10.9%	10.0%	9.1%	8.8%	8.8%	9.3%	10.0%	11.2%	12.5%	13.7%	14.7%
		生産年齢人口比率	56.0%	51.9%	47.4%	45.8%	44.6%	43.5%	42.6%	42.2%	43.0%	44.5%	46.3%
		老齢人口比率	33.1%	38.1%	43.5%	45.3%	46.7%	47.2%	47.4%	46.5%	44.4%	41.7%	39.0%
		75歳以上人口比率	17.7%	20.3%	23.8%	28.3%	31.8%	32.1%	32.1%	31.4%	31.4%	30.5%	28.2%

第７次本別町総合計画

後期基本計画策定方針（抜粋）

1.　策定に当たって

⑴ はじめに

総合計画は、まちづくりの基本理念や将来都市像を掲げ、これを実現するための基本政策や諸施策の基本的な方向を示すもので、町民と行政の適切な役割分担のもと協働し、総合的かつ計画的に町政を推進するための指針となる計画です。

本町では、 令和3年度を初年度とする「第7次本別町総合計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）」を策定し、現在、「前期基本計画（令和3年度～令和7年度）」に基づき、各施策分野における具体的な施策を展開しています。

こうした中、前期基本計画が令和7年度に計画年限を迎えることから、令和8年度から5年間の具体的施策や事業内容を示す後期基本計画を策定するための基本方針を定めるものです。

⑵ 目指すところ

本町を取り巻く社会環境は、人口減少、超少子・高齢社会の到来に加え、コロナ禍を経て急速に進むデジタル化を背景に、生活様式や個人の価値観にも変化が生じています。さらには大規模自然災害への対応など、行政需要は複雑かつ多様化しています。

一方で、「100年に1度の危機」とも言われた新型感染症との4年にわたる闘いを乗り越え、社会経済活動が正常化する中、令和6年度末に予定されている、阿寒 IC から釧路西 IC（17km）の開通により、道東道と釧路外環状道路が実質的に 1 本の道路としてつながることで、道央圏や十勝圏から釧路市中心部をはじめ厚岸・根室・中標津方面へのアクセス性が向上し、本町が飛躍する絶好の機会を迎えようとしています。

こうした好機を最大限に生かすため、将来を見据えたまちづくりの基礎となる都市基盤整備を行いながら、にぎわいと活力あるまちづくりを進めるとともに、本町が持つ豊かな自然と積み重ねられた歴史・文化を大切に守り、生かし、ふるさと本別の未来を担う子どもたちに引き継いでいく必要があります。

また、国では、地方創生の推進と人口減少の克服のため策定した「まち・ひと・ しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が令和4年12月に閣議決定されました。

本町においても、これまでの地方創生に向けた取り組みの成果や課題を踏まえ、本町の地方創生の充実と強化に向け、切れ目ない取り組みを進めるため、「本別町デジタル田園都市構想 総合戦略」（計画期間＝令和7年度末）を策定しており、次期総合戦略は後期基本計画の計画期間と整合を図りながら、一体的に策定し、基本構想で掲げる「心を合わせてみんなの笑顔を 未来につなぐ」まちの実現を目指します 。

⑶ 基本構想を策定した時点での私たちをとりまく状況（時代の潮流）

① 人口減少・少子高齢化の進行
② グローバル化と高度情報社会の進展
③ ライフコースや価値観の変化・多様化
④ SDGs（エスディージーズ＝持続可能な社会の実現）の推進
⑤ 自治体経営と持続可能な地域社会の実現
⑥ 新たな感染症による影響※令和5年5月８日から2類感染症から5類感染症へ変更

⑷ 目標とする将来人口

農林業や商工業の振興、子育て支援や福祉の充実、持続可能な行政運営などの施策効果により人口減少の抑制を図り、令和12年の目標人口を 5,500人とします。（現計画に明記）

(5) 今後の財政運営について

国の財政状況は巨額の赤字を抱え、長期債務残高は増え続けており、地方財政計画と決算差額の検証が進められるなど、地方交付税額を抑制する動きもあることから、今後も町の財政状況は厳しさを増すことが想定されます。

(6) 基本構想の継承について

現基本構想は、時代をとらえ、かつ、長期的な視野に立った指針として策定された構想であることなどを踏まえ、後期基本計画の期間においても、令和2年12月11日に議決された現基本構想を継承するものとします。

本別町の将来像
「心を合わせて　みんなの笑顔を　未来につなぐ」

「基本構想」将来像を実現するための基本目標

(1) 安定した産業から、わくわく笑顔をつくり出すまち
(2) 人と人のつながりで、いきいき笑顔で暮らすまち
(3) 豊かな心と、きらきら笑顔を育むまち
(4) 安全と安心を確保して、にこにこ笑顔で暮らすまち
(5) みんなの笑顔を未来につなぐまち

2. 後期基本計画策定の考え方等

(1) SDGsの理念を踏まえた持続可能なまちづくりを目指した計画

平成27年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGsは、世界共通の持続可能な開発目標であり、地方自治体も含めた幅広い関係者の連携が重視されています。

引き続き、総合計画にSDGsの要素を取り入れ、持続可能なまちづくりを推進することで、住民の生活の質が向上することを目指した計画とします。

(2) 多様な主体との協働を踏まえた計画

社会環境が複雑かつ多様化していく中、 地域が抱える課題を自治体だけで解決することは困難になっています。

担い手不足などの課題を抱える自治会をはじめとした地域コミュニティのこれからのあり方を共に考え、その活性化を促進するほか、若い世代の参画など世代や枠組みを超えた多様な主体が担い手となる協働したまちづくりに取り組みます。また、行政間では周辺自治体との連携を強化していく計画とします。

(3) 事業の創造・縮充の視点を取り入れた計画

本格的な人口減少社会の到来による地域経済の縮小に伴い、税収減が懸念される一方、高齢化の進行により社会保障費の増加が見込まれています。このような状況下で、地方自治体の行財政運営は、ますます厳しさを増していきます。

こうした時代の変化の中にあっても、戦略的に事業を「創造」し、地域での暮らしが豊かになっていく「縮充」の視点を取り入れた計画とします。

(4) 前期基本計画の評価を反映させた計画

前期基本計画に基づく施策の達成状況、成果などについて、適切な評価を行い、その結果を反映させた計画とします。

(5) 実効性を確保した計画

町税や地方交付税をはじめとする歳入と、人件費、扶助費、公債費などの歳出の財政見通しを中長期的に示し、後期基本計画で取り組む事業を財政面から裏付けるとともに、社会の潮流を見据えた中で、日々変動する社会経済状況等に対応した事業内容の見直しや予算編成などに適時かつ適切に反映できる、柔軟かつ実効性のある計画とします。

3.　計画の構成と期間

第7次本別町総合計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間のまちづくりの方向性を示す「基本構想」と、5年間（前期：令和3年度～令和7年度、後期：令和8年度～12年度）の具体的施策や事業内容を示した「基本計画」、3年度ごとの「実施計画」の三層構造で構成します。

(1) 基本構想

10年後のまちの将来像と、それを実現するための基本目標を示したものです。 計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間です。

(2) 基本計画

基本構想に示した将来像と基本目標に基づき、施策毎に重点的な取り組み、評価指標を定めたものです。令和3年度から令和7年度までの5年間を前期基本計画、令和8年度から令和12年度までの5年間を後期基本計画として、令和6年度から7年度にかけ前期基本計画の検証から見直しを行い、後期基本計画を作成します。

(3) 実施計画

基本計画に定めた施策実現のため、事業名、実施期間、事業概要、事業費を定めたもので、事業の進捗状況や緊急性、財政状況、国・北海道などの施策の動向等を勘案しながら、毎年、向う3年間を期間とする事業の実施計画を作成し、予算編成並びに自治体経営の指標とします。

4.　地方版総合戦略との連携

地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関する本町の目標や施策の基本的な方向、また、施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めるものです。

「総合計画」と「総合戦略」の双方は極めて関連性が高いことから、令和7年6月 13 日、閣議決定の「地方創生 2.0 基本構想」を踏まえ、後期基本計画に「これまでの総合戦略」を包含させた計画とします。

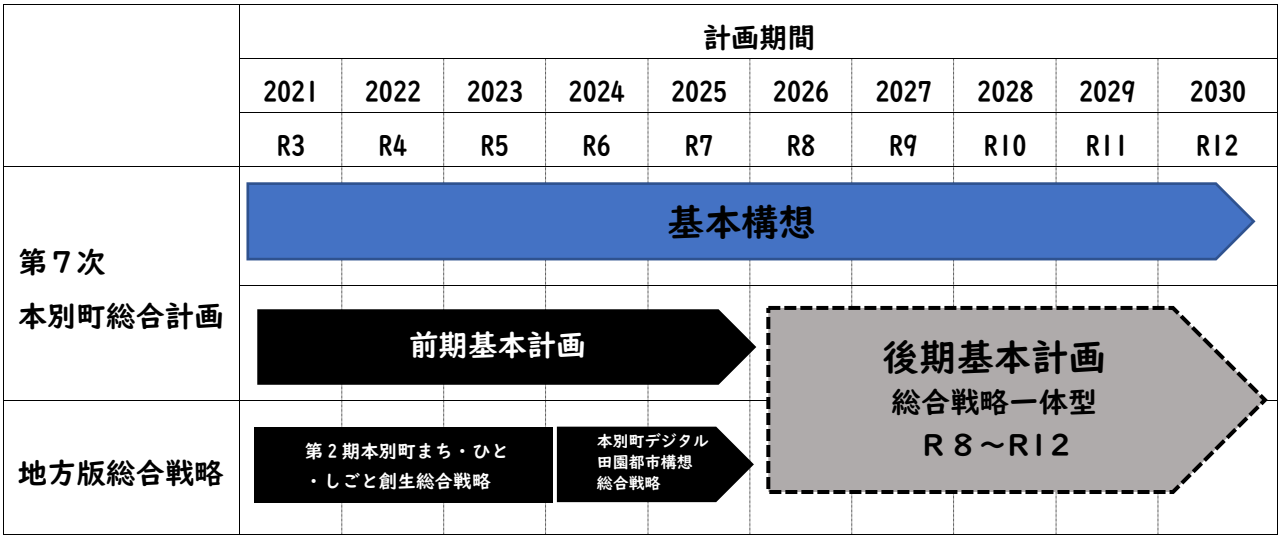

（令和６年８月策定、令和７年６月一部改訂）

地方創生 2.0　地方版総合戦略の基本目標

1 地域特性を生かした産業振興（稼ぐ力の強化）		
	稼ぐ力の強化	地域が経済的に自立し、持続的に成長するための基盤を築くことを目指します。その地域の歴史、文化、自然、技術、特産品といった固有の資源を最大限に活用し、新しい価値を生み出して外部から収益を呼び込む仕組みを強化することが核となります。
	地域経済の活性化	地域外からの観光客誘致、特産品の販路拡大、新たな事業創出などを通じて、地域全体の所得向上と雇用の創出を目指します。これにより、地域内にお金が循環し、さらなる経済活動へとつながります。
	付加価値の向上	単なる農産物の生産に留まらず、加工品の開発、ブランド化、観光体験との組み合わせなどによって、製品やサービスの質と価値を高め、より高い単価で販売できるようにします。これにより、同じ生産量でもより大きな経済効果を生み出します。
	多様な産業の育成	既存の基幹産業（例：農業、林業など）を深化させつつ、情報通信技術（ICT）、ヘルスケア、再生可能エネルギーといった将来性のある新たな産業分野を育成します。これにより、経済構造を多角化し、外部環境の変化に強いレジリエントな地域経済を築きます。
	投資と雇用の創出	地域経済が活性化し、事業が成長することで、国内外からの投資が促され、住民が安心して働き続けられる多様な雇用機会が増加します。これは、特に若い世代の地域への定着を促す上で不可欠です。
2 人材の育成と確保（ひとの流れをつくる、若者の定着）		
	ひとの流れをつくる、若者の定着	地域を支え、未来を築いていく「人」を確保し、育てていくことに焦点を当てています。少子高齢化や都市一極集中が進む中で、いかにして地域に多様な人々を呼び込み、その地域で活躍し続けてもらうかが、持続可能な地域づくりの鍵となります。
	人口減少への対応と質の重視	地域人口の減少に対し、単に数を増やすだけでなく、地域を支え、活性化に貢献できる質の高い多様な人材（高齢者、女性、若者、U・I ターン者など）を確保することを目指します。
	関係人口の創出と拡大	地域に定住する「定住人口」だけでなく、ふるさと納税、ワーケーション、地域イベントへの参加、特定の地域プロジェクトへの関与などを通じて地域と多様な形で関わる「関係人口」を増やします。これらの関係人口は、将来的な移住や、地域への深い貢献につながる可能性を秘めています。
	U ターン・I ターン促進	地域出身者が故郷に戻ってくる（U ターン）ことや、都市部など地域外から新たな人々が移住してくる（I ターン）ことを促進するため、魅力的な仕事、多様な住居、充実した教育・子育て環境などを包括的に整備します。
	地域を担う若者の育成と定着	地域で育った若い世代が、進学や就職を機に地域を離れてしまうことを防ぐため、魅力的な雇用機会の創出、地域に根ざした実践的な教育の充実、そして若者が地域で自由に挑戦し活躍できる場の提供が不可欠です。
3 地域コミュニティの活性化（つながり・支え合い）		
	つながり・支え合い	経済的な豊かさだけでなく、住民が精神的にも安心して、そして充実して暮らせるための社会的な「つながり」を強固にすることを重視します。地域の中で人々が互いに助け合い、共に活動する「心の豊かさ」や「安心感」を生み出すことが目的です。
	孤立の防止と共生	高齢化が進む中で、地域住民が孤立しないよう、世代や立場を超えた交流の場（例：多世代交流拠点、地域サロン）や、困ったときに助け合える仕組み（見守り活動、住民ボランティアによる生活支援など）を強化します。多様な背景を持つ人々が共に暮らせる共生社会を目指します。
	住民の主体性向上	住民一人ひとりが「まちづくりの主役」として、地域活動、イベント、課題解決に積極的に参加できるよう、その機会と環境を整えます。地域に根ざした NPO や各種団体との連携、住民提案制度の導入なども有効です。
	多様な居場所づくり	地域住民が気軽に集まり、交流できるカフェ、コミュニティスペース、農園など、「居場所」を増やすことで、世代や立場を超えた人々が自然に交流し、地域への愛着を育むことができます。
	地域文化・伝統の継承	地域固有の祭り、伝統行事、歴史、文化などを次世代に伝え、地域への愛着や誇りを育む活動を支援します。これらは、コミュニティの精神的な核となり、住民の連帯感を高めます。

4 持続可能な社会の実現（安心・安全、環境、財政）		
	安心・安全、環境、財政	一時的な取り組みやブームで終わらせず、将来にわたって地域が自立し、安定的に発展し続けられる強固な基盤を築くことを意味します。経済、社会、環境の三側面から、長期的な視点での安定性と回復力を追求し、次世代に責任を果たすことを目指します。
	安心・安全な生活基盤の確保	自然災害（地震、水害、豪雪など）に強いまちづくり、犯罪のない安全な地域づくり、質の高い医療・福祉サービスの安定的な提供など、住民が安心して日々の生活を送れる環境を整備します。
	豊かな自然環境の保全と活用	地域固有の豊かな自然（森林、日照時間、景観、生物多様性など）を守り、持続可能な形で活用（例：エコツーリズムの推進、再生可能エネルギーの導入）しながら次世代に引き継ぐための環境保全活動を推進します。
	健全な行財政運営	地方自治体が、将来にわたって質の高い行政サービスを安定的に提供できるよう、税収基盤の強化（稼ぐ力の強化と連動）、効率的・効果的な行政運営、公共施設等の最適化などを通じて、健全で安定した財政状況を維持・強化します。
	将来世代への責任	短期的な利益や成果だけでなく、長期的な視点に立ち、将来の世代が豊かに、そして安心して暮らせる社会基盤と環境を残すという強い責任感を持ち、計画を策定・実行します。
5 デジタル化の推進　（効率化、利便性向上、新たな価値創造）		
	行政サービスの効率化と利便性向上	オンライン申請、行政手続きのデジタル化、キャッシュレス決済の導入などにより、住民の利便性を高めるとともに、行政内部の業務効率化とコスト削減を図ります。これにより、職員がより戦略的な業務に時間を割けるようになります。
	地域課題の解決	医療（遠隔診療、オンライン相談）、交通（オンデマンド交通、AI 配車）、農業（スマート農業、精密農業）、防災（デジタル防災情報、AI による災害予測）、教育など、地域固有の多様な課題に対し、デジタル技術を活用して最適な解決策を導き出し、生活の質の向上を目指します。
	新たなビジネス・サービスの創出	デジタル技術を応用した新しい商品開発、サービスの提供、テレワーク環境の整備による新たな企業の誘致など、地域経済に新しい価値と雇用を生み出します。地域の既存産業とデジタル技術の融合（DX）も含まれます。
	デジタルデバイドの解消	誰もがデジタル技術の恩恵を受けられるよう、高齢者向けのデジタル講座開催、スマートフォンやインターネット利用支援、地域内の高速通信インフラ整備などを進め、情報格差を解消し、住民全員がデジタル社会へ参加できる環境を整えます。

※令和7年6月13日 閣議決定

ＳＤＧｓと自治体の役割

本計画は、本別町の持続可能な未来に向けた羅針盤として、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の理念をまちづくりの根幹に据えています。SDGs の達成は、町民一人ひとり、事業者、そして自治体の協働なくしては実現できません。

本町は、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念のもと、地域課題を解決するための具体的な施策を推進します。総合計画を通じて SDGs の各目標と本町の施策を関連づけ、取り組みを見える化するとともに、住民や企業、各種団体との連携を深め、多様な主体がそれぞれの強みを生かして協力しあえる環境を整えます。また、資源循環型社会への移行を主導し、環境と経済が調和したまちづくりを進めます。

本計画に掲げる各施策は、SDGs の達成に貢献するものであり、本別町に関わるすべての人々がより豊かで安心して暮らせる社会の実現につながります。私たちは、未来を担う子どもたちのために、持続可能なまちづくりを着実に推進していきます。

出典：国際連合広報センター

目標１　貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において全ての住民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。

目標２　飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市・農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食糧確保に貢献することもできます。

目標３　すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究効果も得られています。

目標４　質の高い教育をみんなに

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。

目標５　ジェンダー平等を実現しよう

男女平等を達成し、全ての女性および女児の能力の可能性を伸ばそう

自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やすのも重要な取り組みといえます。

目標６　安全な水とトイレを世界中に

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

目標７　エネルギーをみんなにそしてクリーンに

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

公共建築物に対して率先して省・再エネを推進したり、住民が省・再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

目標８　働きがいも経済成長も

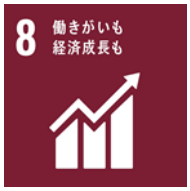

包摂的かつ持続可能な経済成長および全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービス制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

目標９　産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る。

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地域企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

目標１０　人や国の不平等をなくそう

各国内および各国間の不平等を是正する。

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

目標１１　住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市および人間居住を実現する。

包括的で、安全な、強靭で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

目標１２　つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。

環境負荷の軽減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。

目標１３　気候変動に具体的な対策を

気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

目標１４　海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
海洋汚染の原因の８割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

目標１５　陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する。
自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

目標１６　平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

目標１７　パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
自治体は公的･民間セクター、住民、NGO･NPO など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になります。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

※　本別町の施策に関連する SDGs 達成目標は、国際的な公的文書である SDGs の「ゴールとターゲット」および「グローバル指標」を参照し、後期基本計画の内容と詳細に照合することで、最も関連性の高い目標を選定しました。
この取り組みにより、本町の計画が国際的な SDGs の枠組みと連動していることを明確にし、計画の説得力と普遍性を高める重要な根拠としています。

後期基本計画策定に係る取り組み経過

期　日	事　柄
令和６年　７月　16 日	本別町総合計画等推進委員会設置
令和６年　８月　５日	第１回本別町総合計画等推進委員会会議開催
令和６年　８月　７日	本別町総合計画　後期基本計画策定方針（決定）
令和６年　８月　26 日	第１回本別町総合計画等審議会開催
令和６年　９月　３日	議会にて行政報告「第7次本別町総合計画（後期計画）について」
令和６年　10 月　１日	「広報ほんべつ」第１回審議会協議内容掲載
令和６年　10 月　７日	第２回本別町総合計画等推進委員会会議開催
令和６年　10 月　24 日	第２回本別町総合計画等審議会開催
令和６年　11 月　26 日	第３回本別町総合計画等審議会開催
令和６年　12 月　１日	町民アンケート（郵送　町民 1,000 通、中高生）
令和６年　12 月　１日	「広報ほんべつ」第２回審議会協議内容掲載
令和６年　12 月　16 日	町民アンケート（郵送　町民 1,000 通、中高生）締切
令和７年　１月　１日	「広報ほんべつ」第３回審議会協議内容掲載
令和７年　２月　３日	第３回本別町総合計画等推進委員会会議開催
令和７年　２月　３日	町民アンケート調査結果報告書（決裁）
令和７年　２月　20 日	第４回本別町総合計画等審議会開催
令和７年　３月　10 日	各課部局に対し、前期基本計画の総括を依頼
令和７年　４月　３日	第4回本別町総合計画等推進委員会
令和７年　４月　22 日	後期基本計画策定に向けた職員研修会（１部、２部制）
令和７年　５月　１日	「広報ほんべつ」第４回審議会協議内容掲載
令和７年　５月　26 日	前期基本計画の総括まとめ
令和７年　６月　９日	各課部局へ原案作成依頼
令和７年　６月　20 日	後期基本計画策定方針の一部変更（総合戦略を包含し作成）
令和７年　６月　23 日	総合計画　前期基本計画「総括」審議会委員へ送付
令和７年　６月　23 日	実施計画書（令和７度～令和９年度）「総括」審議会委員へ送付
令和７年　７月　10 日	第５回本別町総合計画等推進委員会会議開催
令和７年　７月　28 日	第５回本別町総合計画等審議会開催
令和７年　９月　１日	「広報ほんべつ」第５回審議会協議内容掲載
令和７年　10 月　７日	第６回本別町総合計画等推進委員会会議開催
令和７年　10 月　29 日	第６回本別町総合計画等審議会開催
令和７年　11 月　４日	後期基本計画（案）に関する町民意見（パブリックコメント）を募集

本別町総合計画等審議会委員名簿

任期　令和6年8月26日～令和8年8月25日

役職	氏名	所　属	備考
会長	松野　貴紀	本別町消費者協会	
職務代理	川初　光章	本別町自治会連合会	
委員	朝日　基光	本別町観光協会	
〃	井出　直美	本別町健康長寿のまちづくり会議	
〃	川本　千枝	本別町子ども･子育て会議	
〃	今野　勝彦	本別町社会福祉協議会	
〃	齊藤　美紀	本別町農業協同組合女性部	
〃	佐藤　　貢	本別建設業協会	
〃	下堀　　亨	北海道立農業大学校	
〃	新津　直子	本別町商工会女性部	
〃	新津龍之介	本別町商工会青年部	
〃	福良　亜子	本別町体育協会	
〃	藤川　一三	本別町文化協会	
〃	本寺　弘和	連合北海道本別地区連合	
〃	安井　　猛	本別金融協会	
〃	藤原　美佳	ほんべつ☆うきうき未来らぼ	令和7年7月28日就任
〃	府川　諒祐	本別町農業協同組合青年部	令和7年7月28日就任
〃	松下　政博	本別町校長会	令和7年7月28日就任
〃	岡崎　慶太	ほんべつ☆うきうき未来らぼ	退任
〃	加藤　将人	本別町農業協同組合青年部	退任
〃	森本　　聡	本別町校長会	退任

SDGs未来都市

本別町

本別町第７次総合計画
後期基本計画（案）

令和７年１１月

本別町企画財政課
089-3392
中川郡本別町北２丁目４番地１
TEL 0156-28-0345　FAX 0156-22-3237
E-mail：kikaku@town.honbetsu.hokkaido.jp